

**許可届出使用者等に対する立入検査ガイド
【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料案
（原子力規制委員会委員に意見を聴いたもの）】**

目次

第1章 総則

- 第1節 目的
- 第2節 適用範囲
- 第3節 関係法規等
- 第4節 用語の定義

第2章 放射線施設の基準適合義務等

第3章 行為基準等を遵守する義務

- 第1節 行為基準（使用、保管及び廃棄の基準）等を遵守する義務
- 第2節 運搬の基準等を遵守する義務

第4章 放射線障害の防止のために行うことが義務付けられているその他の事項

- 第1節 放射線取扱主任者等関係
- 第2節 測定
- 第3節 教育訓練
- 第4節 健康診断
- 第5節 保健上の措置等
- 第6節 記帳等
- 第7節 危険時の措置（応急の措置）の実施等関係
- 第8節 業務の改善その他の必要な措置を講じる責務

第5章 廃止等に伴う義務

- 第1節 使用の廃止等の届出関係
- 第2節 許可取消使用者等が行うべき廃止措置等

※ 破線枠内の項目については、公開の意見聴取（第1回～第3回）において被規制者からの意見を聴取した事項

第1章（略）

第2章 放射線施設の基準適合義務等

I. 放射線施設の基準適合義務等に係る法令の規定

1. 放射線施設の基準適合義務（法第13条）等

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、その放射線施設（「使用施設」、「廃棄物詰替施設」、「貯蔵施設」、「廃棄物貯蔵施設」又は「廃棄施設」をいう。規則第1条第9号参照）の位置、構造及び設備をそれぞれの施設に係る原子力規制委員会の定める技術上の基準（以下「施設基準」という。）に適合するよう維持する義務を負う（法第13条）。

これらの施設基準に適合していないと認められる許可届出使用者及び許可廃棄業者に対しては、原子力規制委員会が、放射線施設の移転、修理又は改造を命ずることができることになっている（法第14条）。

以下、本章において、施設基準への適合義務の遵守状況について立入検査を受ける許可届出使用者及び許可廃棄業者を「使用者等」という。

2. 施設基準

（1）施設基準の種類

施設基準としては、放射線施設の種類に応じ、下記の5つが規則に定められている。

- ① 使用施設の基準（規則第14条の7）
- ② 廃棄物詰替施設の基準（規則第14条の8）
- ③ 貯蔵施設の基準（規則第14条の9）
- ④ 廃棄物貯蔵施設の基準（規則第14条の10）
- ⑤ 廃棄施設の基準（規則第14条の11）

（2）使用者等が遵守すべき施設基準

① 許可使用者が遵守すべき施設基準

使用施設の基準（規則第14条の7）、貯蔵施設の基準（規則第14条の9）及び廃棄施設の基準（規則第14条の11）

② 届出使用者が遵守すべき施設基準

貯蔵施設の基準（規則第14条の9）

③ 許可廃棄業者が遵守すべき施設基準

廃棄物詰替施設の基準（規則第14条の8）、廃棄物貯蔵施設の基準（規則第14条の10）及び廃棄施設の基準（規則第14条の11）

3. 放射線施設の維持及び管理等に係る事項を放射線障害予防規程に定め、届け

出る義務（法第21条第1項及び規則第21条第1項第3号）

使用者等については、放射線施設の維持、管理及び点検に係る事項を放射線障害予防規程に定め、届け出る義務が課されている。

この法令の規定を受け、「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」（令和元年7月24日原子力規制委員会決定）（本章において以下「放射線障害予防規程ガイド」という。）3-1）～3-6）は、点検項目、点検手順その他点検の結果を踏まえ講じる措置の手順等を、使用者等が、放射線施設の維持、管理及び点検に係る事項を放射線障害予防規程に定める際の具体的な例として示している。

II. 施設基準適合義務の遵守等に係る立入検査対象事項及び検査手法

（1）施設基準適合義務を遵守するための組織体制・手順等の確保に係る検査事項

① 放射線施設の維持・管理に係る組織体制があること

イ 放射線施設の維持・管理に係る責任者及び組織体制が放射線障害予防規程又はその下部規程に定められていること。

ロ 放射線障害予防規程又はその下部規程に定めた放射線施設の維持・管理に係る責任者及び組織体制が実際に確保されていること

② 使用者等が点検の対象にしている放射線施設及び管理区域の点検手順

使用者等は、施設基準への適合を維持する義務を適切に遂行するため、それぞれの放射線施設の特徴及び利用実態を踏まえた上で、点検の対象とする放射線施設等を定め、点検において異常を発見した場合に補修等の措置を講じるために必要な手順を定めておく必要がある。

放射線障害予防規程ガイド3-2）～3-6）は、放射線施設の点検項目、点検手順その他点検の結果を踏まえ講じる措置の手順等を、使用者等が規則第21条第1項第3号に基づき、放射線施設の維持、管理及び点検に関する事項を放射線障害予防規程に定める際の具体的な例として示している。このため、下記イ～ホの事項が放射線障害予防規程又はその下部規程に定められていることを確認することが主な検査対象事項の例となる。

イ 使用者等が点検の対象としている放射線施設及び管理区域

ロ 放射線施設及び管理区域ごとに行う点検項目の細目

a 点検項目

b 点検方法

c 施設基準適合の判定基準

d 点検の頻度

- ハ 点検において異常を発見した場合に措置を講じる手順
 - ニ 放射線業務従事者以外の者が管理区域内に入る際の手順
 - ホ 規則第22条の3第1項に基づき管理区域でないものとみなされる区域（以下、本章において「みなし非管理区域」という。）の特例の適用に係る事項
 - a 「みなし非管理区域」としている区域
 - b 「みなし非管理区域」に立ち入る者の管理方法
 - c 特例適用のための要件として定められている放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（以下において「数量告示」という。）第21条に定める基準（外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度及び汚染される物の表面の放射性同位元素の密度）を超えるおそれがないことを確認する方法
 - d 規則第22条の3第2項の規定に基づき、「みなし非管理区域」について掲示することが必要となる事項
- ③ 使用者等があらかじめ定めた手順に従い、実際に放射線施設の維持・管理を行っていることを確認すること
- (2) 個別の放射線施設に係る施設基準適合義務の遵守状況を確認する際の検査事項

使用者等が維持・管理すべき構造物・設備は多岐にわたるため、立入検査において、施設基準適合義務の遵守状況を示すすべての資料等を、直接的に、かつ、逐一確認することは現実的ではない。施設基準適合義務の遵守状況の確認は、上記(1)に示した放射線施設の維持・管理に係る責任者・組織体制及び点検等の手順の確立並びにその遵守状況の把握をすることによって行うことができる。

なお、個別の放射線施設について、施設基準適合義務の遵守状況を直接的に確認する必要がある場合に検査事項となるものの主な例としては、下記①及び②に示したものがある。

- ① 許可に係る申請書（その添付書類を含む。法第10条第2項に基づく変更許可又は軽微変更を行っている場合は、当該変更に係る申請書又は届出及びその添付書類を含む。）又は使用届（その添付書類を含む。また、法第3条の2第2項に基づく変更届を行っている場合は、当該変更に係る届出及びその添付資料を含む。）に記載されたとおりに各放射線施設が設置されていることを確認すること。なお、以下、本章及び第3章においては、上記の「許可に係る申請書」及び「使用届」をあわせて単に「申請書等」というものとする。
- ② 上記①で確認した各放射線施設が、各施設基準（規則第14条の7～第

14条の11)に適合した状態で維持されていることを確認すること。
なお、それぞれの放射線施設について、立入検査対象となる事項の主なものの例示は、下記1)～5)のとおり。

1) 使用施設に係る主な検査対象事項の例

下記は、使用施設の基準の遵守状況を確認する際の主な検査対象事項を例示したものである。本ガイドは、新たな規制事項を定めるものではなく、既に法令により要求されている事項のうち、比較的多くの施設に当てはまる検査事項について、理解促進の一助として、法令の規定をそのまま抜粋するのではなく、一部を要約・省略するなどして、主なものを例示的に記載している。また、施設によっては、下記の例示をそのまま当てはめることが適当でない場合があり得ることに留意する。

イ 使用施設の位置（規則第14条の7第1項第1号）

使用施設が、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けられていること

【検査における主な視点等の例】

使用施設の設置位置が申請書に記載された位置と一致していることを確認する。また、許可後においても、例えば、周囲の状況の極めて大きな変化等により、地崩れや浸水のおそれが少ない状態に変化を与えるほどの状態を生じていないこと確認する。

ロ 主要構造部等の耐火性（規則第14条の7第1項第2号）

建築物又は居室の主要構造部等を耐火構造とし、又は不燃材料で造っていること〔ただし、下限数量に1000を乗じた数量以下の密封された放射性同位元素の使用をする場合は、本号の規定は適用されない（規則第14条の7第4項及び数量告示第13条）〕

【検査における主な視点等の例】

申請書の建築物又は居室の「主要構造部等」の「構造の耐火性」及び「材料」の各欄に記載された内容のとおり使用施設の主要構造部等が耐火構造又は不燃材料で造られ、維持されていること確認する。

「主要構造部等」とは、「主要構造部並びに当該施設を区画する壁及び柱」を指し（規則第14条の7第1項第2号）、「主要構造部」とは、「壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。」（建築基準法第2条第5号）とされている。

「耐火構造」とは、「壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」（建築基準法第2条第7号）を指し、同法の規定する「政令で定める技術的基準」は、建築基準法施行令第107条に、「国土交通大臣が定めた構造方法」は、「耐火構造の構造方法を定める件（建設省告示第1399号）」に、それぞれ定められている。

「不燃材料」とは、「建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」（建築基準法第2条第9号）をいうとされ、同法の規定する「政令で定める性能」及び「政令で定める技術的基準」は、建築基準法施行令第108条の2に、「国土交通大臣が定めたもの」は、「不燃材料を定める件（建設省告示第1400号）」に、それぞれ定められている。

ハ 遮蔽（規則第14条の7第1項第3号）

必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることにより、下記の線量限度以下とすることが確保できていること

- a 使用施設内の人が常時立入る場所における実効線量が、1週間につき1mSv以下となっていること（規則第14条の7第1項第3号イ及び数量告示第10条第1項）
- b 工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の人が居住する区域における実効線量が、
 - i. 3月間につき250 μ Sv以下となっていること（ただし、下記ii.の場合を除く）（規則第14条の7第1項第3号ロ及び数量告示第10条第2項第1号）
 - ii. 病院又は診療所（介護保険法で定める介護老人保健施設を除く。）の病室における場合は、3月間につき1.3mSv以下となっていること（規則第14条の7第1項第3号ロ及び数量告示第10条第2項第2号）

【検査における主な視点等の例】

実際に設置されている遮蔽物が、申請書の「遮蔽壁その他の遮蔽物」の欄に記載されたとおりの構造、材料及び距離を確保したもの

となっていることを確認する。また、遮蔽物の機能に支障をきたす原因となるき裂・剥離等がないことを確認する。

このほか、申請書に示された人が常時立入る場所、工場又は事業所の境界、工場又は事業所内の人が居住する区域及び病院又は診療所の病室の位置関係や境界に変更がないことを確認する。

二 作業室（規則第14条の7第1項第4号）

非密封の放射性同位元素の使用をする場合に、下記のとおり作業室が設けられていること

- a 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分が、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造となっていること
- b 上記aの部分の表面が、平滑で、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げられていること
- c 気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の広がりを防止する装置が、排気設備に連結していること

【検査における主な視点等の例】

申請書の「作業室」の欄に記載されたとおりの構造、表面材料等及び排気設備との連結状況を確保した作業室が実際に設けられていることを確認する。

気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料による仕上げとしては、塩化ビニール樹脂等の塗料やステンレス等が用いられていることが多いが、これらが剥離又は腐食していないかに注意する。連結部分にすき間又は液体の漏えいの痕跡がないかにも注意する。

ホ 汚染検査室（規則第14条の7第1項第5号）

非密封の放射性同位元素の使用をする場合に、下記のとおり汚染検査室が設けられていること〔ただし、人体及び人体に着用している物の表面が放射性同位元素によって汚染されるおそれがないように密閉された装置内で非密封の放射性同位元素の使用をする場合には、本号の規定は適用されない（規則第14条の7第5項）〕

- a 汚染検査室が、人が通常出入りする使用施設の出入口の付近等放射性同位元素による汚染の検査を行うのに最も適した場所に設けられていること
- b 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分が、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造となっており、その表面が、平滑で、気体又は液体が

浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げられていること

- c 汚染検査室に、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染検査のための放射線測定器及び汚染除去に必要な器材を備えていること
- d 洗浄設備の排水管が排水設備に連結していること

【検査における主な視点等の例】

申請書の「汚染検査室」の欄に記載されたとおりの場所、構造、表面材料、洗浄・更衣設備、汚染検査用の放射線測定器の種類・台数、汚染の除去に必要な器材及び排水設備との連結状況を確認した汚染検査室が実際に設けられており、汚染検査室に係る上記 a～d の事項が維持されていることを確認する。

気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料による仕上げとしては、塩化ビニール樹脂等の塗料やステンレス等が用いられていることが多いが、これらが剥離又は腐食していないかに注意する。連結部分にすき間又は液体の漏えいの痕跡がないかにも注意する。

へ 自動表示装置（規則第 14 条の 7 第 1 項第 6 号）

400GBq（数量告示第 11 条）以上の密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する室の出入口で人が通常出入りするものには、それらの使用をする場合にその旨を自動的に表示する装置（自動表示装置）を設けていること

【検査における主な視点等の例】

申請書の「使用中である旨を自動的に表示する装置の種類及びそれを付ける箇所」の欄に記載されたとおりの種類及び箇所に自動表示装置が実際に設けられており、上記の自動表示装置に係る技術上の基準への適合性が維持されていることを確認する。

「使用をする場合にその旨を自動的に表示」という機能については、申請書の記載と、実際にどの時点からどの時点までの間において表示を行うようになっているのかが一致することを確認する。

ト インターロック（規則第 14 条の 7 第 1 項第 7 号）

100TBq（数量告示第 12 条）以上の密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する室の出入口で人が通常出入りするものには、それらの使用をする場合にその室に人がみだりに入ることを防止するインターロックを設けていること〔ただし、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室内の人が常時立入る場所において、人が被ばくするおそれのある実効線量が 1 週間につき 1 mSv

以下となるように遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられている場合には、
本号の規定は適用されない（規則第14条の7第6項）]

【検査における主な視点等の例】

申請書の「インターロックの種類、機能及びそれを付ける箇所」
の欄に記載されたとおりの種類及び場所にインターロックが実際に
設けられていることを確認する。

「使用をする場合にその室に人がみだりに入ることを防止する」
というインターロックの機能について、申請書において示されてい
る機能が維持されていることを確認する。

チ 放射化物保管設備（規則第14条の7第1項第7号の2）

放射化物保管設備を設けている場合においては、下記に定めるも
のとなっていること

- a 外部と区画された構造となっていること
- b 外部に通じる部分に閉鎖のための設備又は器具が設けられてい
ること
- c 耐火性の構造で、かつ、下記の i.～iii.の基準（規則第14条の
9第4号の定める貯蔵容器の基準に同じ。）に適合する容器を備
えること（ただし、放射化物が大型機器等であってこれを容器
に入れることが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防
止するための特別の措置を講ずるときは、容器を備える必要は
ない）
 - i. 容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位
元素を入れる容器は、気密な構造とする
 - ii. 液体状の放射性同位元素を入れる容器は、液体がこぼれにく
い構造とし、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いているこ
と
 - iii. 液体状又は固体状の放射性同位元素を入れる容器で、き裂・
破損等を生じるおそれのあるものについては、受皿、吸収材
その他汚染の広がりを防止するための施設又は器具を設け
ていること

【検査における主な視点等の例】

放射化物保管設備が、申請書の「放射化物保管設備」の欄（「構造
及び材料」、「外部との区画状況」、「閉鎖のための設備又は器具」及
び「放射化物保管容器」の各欄）に記載された内容のとおり設置
され、放射化物保管設備に係る技術上の基準への適合性が維持され
ていることを確認する。

また、放射化物保管設備が、放射化物のうち、放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として再び用いるものを保管するものとして設置され、再利用する予定がなく廃棄しようとする放射化物を保管する保管廃棄設備とは明確に区別されていることを確認する。

「外部との区画状況」については、外部から容易に侵入することを防止する機能が維持されているかどうかに注意する。

「閉鎖のための設備又は器具」については、施錠等が確実に行える機能が維持されているかどうかに注意する。

放射化物が大型でこれを容器に入れることが著しく困難な場合において講じるべき汚染の広がりを防止するための「特別の措置」としては、全体をシートで覆うなどの措置を講じている場合が多いが、「特別の措置」の実施状況の確認は、保管の基準の一つである規則第17条第1項第6号の2口の遵守状況と併せて確認する事項である点に注意する。

リ 管理区域境界における柵等の設置(規則第14条の7第1項第8号)

管理区域の境界に、柵等の人がみだりに立ち入らないようにするための施設が設けられていること

【検査における主な視点等の例】

管理区域境界の設定及び同境界に設ける柵その他の施設の設置が、申請書の「管理区域」の欄及び図面等に記載されたとおりに行われていることを確認する。

ヌ 標識の設置(規則第14条の7第1項第9号)

放射性同位元素の使用をする室、汚染検査室、放射化物保管設備、放射化物保管設備に備える容器及び管理区域境界に設ける柵等の人がみだりに立ち入らないようにするための施設に、規則別表第1の定めに従い、標識を付していること

【検査における主な視点等の例】

標識を付している箇所が、申請書に記載された「標識を付ける箇所」と一致し、標識の掲示の状態が、規則別表第1の規定に従ったものとなっていることを確認する。

2) 貯蔵施設に係る主な検査対象事項の例

下記は、貯蔵施設の基準の遵守状況を確認する際の主な検査対象事項を例示したものである。本ガイドは、新たな規制事項を定めるものではなく、既に法令により要求されている事項のうち、比較的多くの施設に当てはまる検査事項について、理解促進の一助として、法令の規定をそのまま抜粋するのではなく、一部を要約・省略するなどして、主なもの

を例示的に記載している。また、施設によっては、下記の例示をそのまま当てはめることが適当でない場合があり得ることに留意する。

イ 貯蔵施設の位置(規則第14条の9第1号)

貯蔵施設が、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けられていること

【検査における主な視点等の例】

検査において確認すべき事項は、上記1)イと同様である。

ロ 貯蔵室及び貯蔵箱の耐火性等(規則第14条の9第2号)

密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合を除き、下記のとおり貯蔵室又は貯蔵箱を設けていること

a 貯蔵室：主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、特定防火設備に該当する防火戸を設けていること

b 貯蔵箱：耐火性の構造であること

【検査における主な視点等の例】

貯蔵室又は貯蔵箱が、申請書等の「貯蔵室又は貯蔵箱」の各欄に記載された内容(構造、耐火性及び材料等)のとおり造られ、規則第14条の9第2号の定める技術上の基準への適合性が維持されていること確認する。

「特定防火設備」は、建築基準法施行令第112条第1項において、「第109条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。」とされており、「国土交通大臣が定めた構造方法」は、「特定防火設備の構造方法を定める件(建設省告示第1369号)」に定められている。

なお、密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管し、当該容器を貯蔵施設とし、貯蔵室及び貯蔵箱を設けていない場合には、申請書等の「貯蔵室又は貯蔵箱」の欄には記載はないが、このような場合においては、申請書等の「貯蔵容器」の「構造及び材料」の欄や「貯蔵能力」の「耐火性の容器」の欄に記載された耐火性の構造に係る記載を確認し、密封された放射性同位元素を保管する容器が、耐火性の構造になっていることを確認する。

検査において確認すべき事項は、上記1)ロと同様である。

ハ 遮蔽(規則第14条の9第3号)

貯蔵施設に規則第14条の7第1項第3号の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物を設けていること

【検査における主な視点等の例】

検査において確認すべき事項は、上記1)ハと同様である。

二 貯蔵容器(規則第14条の9第4号)

放射性同位元素を入れる容器が下記のとおり貯蔵施設に備えられていること

- a 容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を入れる容器が気密な構造となっていること
- b 液体状の放射性同位元素を入れる容器が、液体がこぼれにくい構造で、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いていること
- c 液体状又は固体状の放射性同位元素を入れる容器で、き裂・破損等を生じるおそれのあるものについては、受皿、吸収材その他汚染の広がりを防止するための施設又は器具を設けていること

【検査における主な視点等の例】

貯蔵容器の種類、内容物の物理的性状、構造・材料及び受皿・吸収材等が、申請書等の「貯蔵容器」の欄に記載されたとおりに設置され、規則第14条の9第4号の定める技術上の基準への適合性が維持されていることを確認する。

上記aの「容器の外における空気を汚染するおそれ」の有無については、例えば、保管している現場の温度や圧力の条件に対し、内容物が気化又は揮発するおそれがあるか等に留意する。

上記cの「き裂・破損等を生じるおそれ」の有無については、例えば、現場の保管状況において、転倒又は落下物による破損のおそれがあるか等に留意する。

ホ 閉鎖設備等(規則第14条の9第5号)

貯蔵施設の外部に通じる部分に閉鎖のための設備又は器具を設けること

【検査における主な視点等の例】

申請書等に記載された「閉鎖のための設備又は器具」の欄に記載された内容のとおり設備又は器具が設けられ、施錠等が確実に行え、規則第14条の9第5号の定める技術上の基準への適合性が維持されていることを確認する。

検査を行う際には、グローブボックス等の内部にある貯蔵箱のように、人が直接アクセスできないような所にあるものは、「外部に

通じる部分」がなく、閉鎖設備等を要しないものがあることに留意する。

ヘ 管理区域境界における柵等の設置（規則第14条の9第6号）

管理区域の境界に人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること

【検査における主な視点等の例】

検査において確認すべき事項は、上記1)リと同様である。

ト 標識の設置（規則第14条の9第7号）

貯蔵室又は貯蔵箱、上記二の容器（貯蔵容器）及び管理区域の境界に設ける人がみだりに立ち入らないようにするための施設に、規則別表第1の定めに従い、標識を付していること

【検査における主な視点】

検査において確認すべき事項は、上記1)ヌと同様である。

3) 廃棄施設に係る主な検査対象事項の例

下記は、廃棄施設の基準の遵守状況を確認する際の主な検査対象事項を例示したものである。本ガイドは、新たな規制事項を定めるものではなく、既に法令により要求されている事項のうち、比較的多くの施設に当てはまる検査事項について、理解促進の一助として、法令の規定をそのまま抜粋するのではなく、一部を要約・省略するなどして、主なものを例示的に記載している。また、施設によっては、下記の例示をそのまま当てはめることが適当でない場合があり得ることに留意する。

イ 廃棄施設の位置（規則第14条の11第1項第1号）

廃棄施設が、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けられていること

【検査における主な視点等の例】

検査において確認すべき事項は、上記1)イと同様である。

ロ 主要構造部等の耐火性（規則第14条の11第1項第2号）

主要構造部等を耐火構造とし、又は不燃材料で造っていること

【検査における主な視点等の例】

検査において確認すべき事項は、上記1)ロと同様である。

ハ 遮蔽（規則第14条の11第1項第3号）

廃棄施設に規則第14条の7第1項第3号の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物を設けていること

【検査における主な視点等の例】

検査において確認すべき事項は、上記1)ハと同様である。

ニ 排気設備（規則第14条の11第1項第4号）

排気設備が設けられている場合においては、当該排気設備が下記の機能を有していること

- a 非密封の放射性同位元素等の使用又は詰替えに係る排気設備が、作業室又は廃棄作業室内の人が常時立入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度（数量告示第7条）以下にする能力を有していること（規則第14条の11第1項第4号イ）
- b 放射線発生装置の使用に係る排気設備が、放射線発生装置の運転を停止している期間（インターロックを設けている場合には、当該インターロックにより人を立ち入らせないこととしている期間を除く。）において、当該放射線発生装置の使用をする室内の空気中の放射性同位元素^{（注）}の濃度を濃度限度（数量告示第7条）以下にする能力を有していること（規則第14条の11第1項第4号ロ）

（注）bにおいて便宜的に放射性同位元素と記載しているものについては、下記の点に注意が必要である。放射性同位元素等の規制に関する法律においては、「放射性同位元素」は、数量告示第1条に定める下限数量及び濃度以下のものを含まないものとしているところであるが（法第2条第2項及び施行令第1条）、ここで便宜的に放射性同位元素と記載したものは、正確には、規則において「当該放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素」（規則第14条の11第1項第4号ロ）と規定されているものであり、法令上定義された「放射性同位元素」とは異なる。

- c 排気設備が下記 i. 又は ii. のいずれかの機能を維持していること（規則第14条の11第1項第4号ハ）
 - i. 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度（数量告示第14条第1項）以下にする能力を有していること（規則第14条の11第1項第4号ハ（1））
 - ii. 排気監視設備を設け、排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、事業所等の境界の外の空気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度（数量告示第14条第1項）以下にする能力を有していること（規則第14条の11第1項第4号ハ（2））
- d 排気設備は、排気口以外から気体が漏れにくい構造とし、かつ、腐食しにくい材料を用いていること（規則第14条の11第1項第4号ニ）
- e 排気設備の故障が生じた場合に、放射性同位元素によって汚染

された空気の広がりを急速に防止することができる装置を設けていること（規則第14条の11第1項第4号ホ）

【排気設備の検査における主な視点等の例】

申請書の「排気設備」の各欄（「排風機」、「排気浄化装置」、「排気管」、「排気口」、「汚染空気の広がりの防止装置」、「作業室、廃棄作業室及び焼却炉との連結状況」及び「作業室及び廃棄作業室に対する換気能力」の欄）に記載されたとおりに排気設備が設けられており、規則第14条の11第1項第4号の定める技術上の基準への適合性が維持されていることを確認する。

「気体が漏れにくい構造」（上記d）については、例えば、排気管の継目等の漏れが生じやすい部分に設けられたリベットや溶接の施工・維持状況を確認する。

「汚染された空気の広がりを急速に防止することができる装置」（上記e）として設置されているものの例としては、逆流防止機能の付いた排気管のしゃ断器やダンパー等がある。

ホ 排水設備（規則第14条の11第1項第5号）

a 液体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排水する場合に設けることとされている排水設備が、下記i.又はii.のいずれかの能力を有していること（規則第14条の11第1項第5号イ）

i. 排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を濃度限度（数量告示第14条第1項）以下にする能力

ii. 排水監視設備を設け、排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、事業所等の境界における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度（数量告示第14条第1項）以下にする能力

b 排水設備は、排液が漏れにくい構造とし、排液が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いていること（規則第14条の11第1項第5号ロ）

c 排水浄化槽が下記i.～iii.を維持していること（規則第14条の11第1項第5号ハ）

i. 排液を採取することができる構造又は排液中の放射性同位元素の濃度を測定できる構造としている

ii. 出口に排液流出調節装置を設けている

iii. 上部の開口部はふたのできる構造とし、又はその周囲に人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けている

【排水設備の検査における主な視点】

申請書の「排水設備」の各欄（「排水管」、「排水浄化槽」及び「排液処理装置」の欄）に記載されたとおりに排水設備が設けられており、規則第14条の11第1項第5号の定める技術上の基準への適合性が維持されていることを確認する。

へ 焼却炉等（規則第14条の11第1項第6号）

放射性同位元素等を焼却する場合には、下記の基準に適合する焼却炉を設けるほか、排気設備、廃棄作業室及び汚染検査室を設けていること

- a 気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構造となっていること
- b 排気設備に連結された構造となっていること
- c 焼却残渣の搬出口は、廃棄作業室に連結していること

【検査における主な視点等の例】

申請書の「焼却炉」の欄に記載されたとおりに焼却炉が設けられており、規則第14条の11第1項第6号に定める技術上の基準への適合性が維持されていることを確認する（主に、焼却物の種類、焼却の方法、熱源・炉室容積、構造・材料、焼却残渣搬出口の位置及び排気設備・廃棄作業室への連結状況を確認する。）。

灰が飛散しにくい構造の例としては、焼却炉の底部に集灰槽を設けていること等が挙げられる。

焼却炉に連結する排気設備に係る確認の視点は上記二による。このほか、廃棄作業室に係る確認の視点は上記1)ニと同様であり、汚染検査室に係る確認の視点は上記1)ホと同様である

ト 固型化処理設備等（規則第14条の11第1項第7号）

放射性同位元素等を固型化材料により固型化する場合には、下記の基準に適合する固型化処理設備を設けるほか、排気設備、廃棄作業室及び汚染検査室を設けていること

- a 固型化処理設備が、放射性同位元素等が漏れ、又はこぼれにくく、かつ、粉じんが飛散しにくい構造であること
- b 固型化処理設備は、液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いていること

【検査における主な視点等の例】

申請書の「固型化処理設備」の各欄（「種類及び台数」、「位置」、「構造及び材料」及び「性能」）に記載されたとおりに固型化処理設備が設けられており、規則第14条の11第1項第7号に定める技術上の基準への適合性が維持されていることを確認する。

排気設備に係る確認の視点は上記ニによる。このほか、廃棄作業室に係る確認の視点は上記1)ニと同様であり、汚染検査室に係る確認の視点は上記1)ホと同様である。

チ 保管廃棄設備（規則第14条の11第1項第8号）

保管廃棄設備が設けられている場合は、下記に定めるものとなっていること

- a 外部と区画された構造となっていること
- b 外部に通じる部分に閉鎖のための設備又は器具が設けられていること
- c 耐火性の構造で、かつ、下記i.～iii.の基準（規則第14条の9第4号の定める貯蔵容器の基準に同じ。）に適合する容器を備えること（ただし、放射化物が大型機器等であってこれを容器に入れることが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずるときは、容器を備える必要はない）
 - i. 容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を入れる容器が気密な構造となっていること
 - ii. 液体状の放射性同位元素を入れる容器が、液体がこぼれにくい構造で、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いていること
 - iii. 液体状又は固体状の放射性同位元素を入れる容器で、き裂・破損等を生じるおそれのあるものについては、受皿、吸収材その他汚染の広がりを防止するための施設又は器具を設けていること

【検査における主な視点等の例】

保管廃棄設備が、申請書の「保管廃棄設備」（「構造及び材料」、「外部との区画状況」、「閉鎖のための設備又は器具」及び「保管廃棄容器」の欄）に記載された内容のとおり設置され、規則第14条の11第1項第8号に定める技術上の基準への適合性が維持されていることを確認する。下記のような明確な区別が行われている点に留意するほかは、検査における主な視点等は、上記1)チと同様である。

保管廃棄設備が、放射化物のうち、放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として再び用いるものを保管するものとして設置される放射化物保管設備と明確に区別されていることを確認する必要がある。

リ 管理区域境界における柵等の設置（規則第14条の11第1項第9号）

管理区域の境界に、人がみだりに立ち入らないようにするための施設が設けられていること

【検査における主な視点等の例】

検査において確認すべき事項は、上記１）リと同様である。

又 標識の設置（規則第１４条の１１第１項第１０号）

排気設備、排水設備、廃棄作業室、汚染検査室、保管廃棄設備、保管廃棄設備に備える容器及び管理区域境界に設ける柵等の人みだりに立ち入らないようにするための施設に、規則別表第１の定めに従い、標識を付していること

【検査における主な視点等の例】

検査において確認すべき事項は、上記１）ヌと同様である。

４) 廃棄物詰替施設に係る主な検査対象事項の例

上記１）の使用施設に係る主な検査事項の例（ただし、上記１）ヘ、ト及びチは除く。）と同様である（規則第１４条の８）。

５) 廃棄物貯蔵施設に係る主な検査対象事項の例

上記２）の貯蔵施設に係る主な検査対象事項の例と同様である（規則第１４条の１０）。

（３）検査手法等

① （１）①（放射線施設の維持・管理のための組織体制の確保）に係る検査手法

使用者等に対しては、放射線施設の維持、管理及び点検に関すること等を放射線障害予防規程に定めることが求められている（規則第２１条第１項第３号）。このため、立入検査を行う前に、放射線障害予防規程に定められているこれらの内容をあらかじめ把握しておく。

立入検査においては、施設の維持・管理の組織体制に係る具体的事項が放射線障害予防規程の下部規程又は内規等に定められている場合、その内容を確認することにより上記（１）①イの事実を確認する。さらに、施設の維持・管理に係る関係者に聴取することにより、上記（１）①ロの事実を確認する。

② （１）②（点検の対象となっている放射線施設等及びその点検の手順）に係る検査手法

イ （１）②イ（点検の対象となっている放射線施設等）及びロ（点検項目の細目）に係る検査手法

放射線障害予防規程ガイド３－２）及び３－３）は、放射線施設が、それぞれの施設基準（規則第１４条の７～第１４条の１１）への適合性を維持していることを確認することができるよう、放射線

施設及び管理区域ごとに行う点検項目の細目や点検頻度等を、使用者等が規則第21条第1項第3号に基づき、放射線施設の維持、管理及び点検に関する事項を放射線障害予防規程に定める際の具体的な例として示している。このため、立入検査を行う前に、放射線障害予防規程の内容をあらかじめ確認しておく。

立入検査においては、申請書等の記載内容と現場の状況を照合することにより、(1)②イ（点検の対象となっている放射線施設等）を把握する。さらに、各放射線施設及び管理区域の点検に関する放射線障害予防規程の下部規程の内容の確認又は関係者への聴取により、(1)②ロ（点検項目の細目）が明らかにされていることを確認する。

ロ (1)②ハ（点検において異常を発見した場合の措置）に係る検査手法

放射線障害予防規程ガイド3-4）は、異常を発見した場合に措置を講じる手順を、使用者等が規則第21条第1項第3号に基づき、放射線施設の維持、管理及び点検に関する事項を放射線障害予防規程に定める際の具体的な例として示している。このため、立入検査の前に、放射線障害予防規程の当該規定の内容を確認しておく。

放射線障害予防規程の下部規程にさらに具体的な手順が定められている場合には、その内容を立入検査において確認することにより、(1)②ハ（点検において異常を発見した場合の措置）の手順が適切に定められていることを確認する。

ハ (1)②ニ（放射線業務従事者以外の者が管理区域に入る場合の手順）に係る検査手法

放射線施設を維持・管理するに当たっては、修理・据付け等のために、放射線業務従事者以外の者が管理区域内に入ることも想定される。この点について、放射線障害予防規程ガイド3-5）は、規則第21条第1項第3号に基づき使用者等が放射線施設の維持、管理及び点検に関する事項を放射線障害予防規程に定める際の、放射線業務従事者以外の者が管理区域内に入る際の手続又は立入制限等の手順の例を示している。このため、立入検査の前に、放射線障害予防規程に記載された(1)②ニ（放射線業務従事者以外の者が管理区域に入る場合の手順）の内容を確認しておく。

これらの手順に係るさらに具体的な事項が放射線障害予防規程の下部規程等において定められている場合は、その内容を立入検査において確認する。

二 (1) ②ホ(「みなし非管理区域」の設定・管理)に係る検査手法

「みなし非管理区域」の設定については、使用者等が実際に設定した「みなし非管理区域」が、申請書等の「第22条の3の規定を適用する区域」の欄に記載された区域と一致していることを現場の巡視及び関係者への聴取により確認する。

「みなし非管理区域」の管理については、放射線障害予防規程3-6)が、「みなし非管理区域」に立ち入る者の立ち入りの管理方法等を、使用者等が規則第21条第1項第3号に基づき、放射線施設の維持、管理及び点検に関する事項を放射線障害予防規程に定める際の具体的な例として示している。このため、立入検査の前に、放射線障害予防規程に記載されたそれらの内容を確認しておくものとし、さらに具体的な内容が放射線障害予防規程の下部規程等に定められている場合は、その内容を立入検査において確認する。

③ (1) ③(手順に従った点検の実施)に係る検査手法

例えば、下記に示した記録等の内容を参照すること等により、施設基準を遵守するために実際に使用者等が行っている施設の点検及び管理区域の管理の手順が、上記②で確認した手順に従ったものとなっていることを確認する。

イ 放射線施設等の点検の結果及びそれに伴う措置の内容の記録(規則第24条第1項第1号ヨ及び第3号ト)

ロ 「みなし非管理区域」への立入りに関する記録(規則第24条第1項第1号レ)

ハ 測定の記録(規則第20条第4項)

ニ 施設の点検に係る責任者その他の関係者への聴取

④ (2)(施設基準適合義務の遵守状況確認)に係る検査手法

個別の放射線施設について、施設基準適合義務の遵守状況を直接的に確認する必要がある場合には、立入検査の前に、申請書等の内容のほか、登録機関が行う施設検査・定期検査を受検している特定許可使用者又は許可廃棄業者の事業所等については、最近のこれらの検査の内容を確認することにより、施設の設置状況の概要を把握しておく。

立入検査においては、いずれの放射線施設についても、施設の特徴を踏まえながら、以下に例示したような手法等から適切なものを用いる。

- 現場の巡視による施設の維持状態の確認
- 施設の寸法の測定(申請書等に記載されたものと同じであることの確認)
- サーベイメーター等による線量又は汚染状況の測定

- 施工時における施設の構造・材質について示した書類の内容の確認
- 現場で確認した施設の設置状態と申請書等に記載された内容との照合
- 使用者等が行った点検の記録（規則第24条第1項第1号ヨ及び第3号ト）、測定の記録（規則第20条第4項）及び健康診断の結果の記録（規則第22条第2項）の確認並びに関係者に対する聴取
- 規則第39条第2項に基づき提出された最近の放射線管理状況報告書において、「1.施設等の点検の実施状況」の「点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき又は講じる予定のときは、その内容」の欄に記載がある場合は、当該施設の補修等の状況を把握すること

下記に、立入検査の実施の便宜に資するため、各施設の施設基準適合義務の遵守状況を直接的に確認する際の検査手法及び留意事項として一般的なものを例示する。

1) 使用施設に係る主な検査手法及び留意事項の例

イ (2) ②1) イ (使用施設の位置) について

- 現場を巡視し、使用施設の設置位置が申請書の記載内容と一致することを確認する。
- 設置後においても地崩れや浸水のおそれが少ない状態が維持されているかについては、申請書に記載された周辺の状態に特に変化がないかを関係者への聴取又は巡視により把握する。申請書に地方公共団体の作成した最新のハザードマップ等が添付されている場合は、これを参考資料にする。

ロ (2) ②1) ロ (主要構造部等の耐火性) について

- 現場を巡視し、建築物と居室の区分が申請書の記載と一致することを確認する。
- 主要構造部等を現物確認する際は、構造部材の経年変化等による耐火性に係る機能の低下がないかに留意する。
- 主要構造部等が耐火構造又は不燃材料で造られているかは、現場の巡視又は関係者への聴取によるほか、施工図面・施工記録（写真、図面及び材料・成績証明書等）がある場合は、それらの内容により確認する。

ハ (2) ②1) ハ (遮蔽) について

- 現場を巡視し、遮蔽物の外観に汚損、腐食、変形又は欠落等がな

いか確認する。

- 申請書に放射線源との距離が十分確保されているため遮蔽物は特に設けない旨の記載がある場合は、現場を巡視し、放射線源との距離の確保状況を確認する。
- 現場を巡視し、申請書に記載された施設内の人が常時立ち入る場所、工場又は事業所の境界、工場又は事業所内の居住区域及び病院又は診療所の病室の位置関係や境界に変更がないことを確認する。
- 遮蔽物の構造及び材質については、施工図面・施工記録（写真、図面及び材料・成績証明書等）がある場合は、それらの内容を確認する。
- 測定の記録（規則第20条第4項）を参考にするほか、必要な場合には、測定を実施することにより、遮蔽機能が確保されていることを確認する。

二 （2）②1）ニ（作業室）について

- 現場を巡視し、申請書の記載内容（作業室の構造、表面材料等及び排気設備の連結状況）と現物を照合するほか、例えば、作業室内部の壁に用いられている塩化ビニール樹脂塗料等が剥離している箇所がないかを確認することにより、「浸透しにくく、かつ、腐食しにくい」材料で仕上げられていることが維持されていることを確認する。
- 作業室の点検に係る記録（規則第24条第1項第1号ヨ）のほか、作業室の構造及び表面材料等について、施工図面・施工記録（写真、図面及び材料・成績証明書等）がある場合は、それらの内容を確認する。
- 排気設備の連結を確認する際には、現場の巡視により連結部にすき間や漏えいの痕跡がないことを確認するほか、申請書の排気設備の系統図を参照しながら現物と照合する。

ホ （2）②1）ホ（汚染検査室）について

- 現場を巡視し、申請書の記載内容と現場の状況と照合するほか、例えば、汚染検査室の内部の壁に用いられている塩化ビニール樹脂塗料等が剥離している箇所がないかを確認することにより、「浸透しにくく、かつ、腐食しにくい」材料で仕上げられていることが維持されていることを確認する。
- 汚染検査室の点検に係る記録（規則第24条第1項第1号ヨ）のほか、施工図面・施工記録（写真、図面及び材料・成績証明書

等)がある場合は、それらの内容を確認する。

- 更衣設備については、同設備に付帯する装備(例えば、上着、帽子、手袋、靴下及び履物等)の配備状況も確認する。
- 申請書に記載された汚染検査のために必要な放射線測定器の配備状況を確認する。
- 汚染除去に必要な器材の中に、その使用に有効期限又は定期的な点検等の必要性があるものがある場合は、その維持・管理状況について示した記録を確認する又は関係者への聴取をすることにより、その状況を把握する。
- 洗浄設備の排水管と排水設備の連結状況を確認する際には、現場の巡視により連結部にすき間や漏えいの痕跡がないことを確認するほか、申請書の排水設備の系統図と現物を照合する。

へ (2) ②1) へ (自動表示装置) について

- 自動表示装置について、現場を巡視し、申請書の記載内容と照合する。点検に係る記録(規則第24条第1項第1号ヨ)を確認するほか、施工図面・施工記録(写真、図面及び材料・成績証明書等)がある場合は、その内容を確認する。
- 設置された自動表示装置が申請書の「使用中である旨を自動的に表示する装置の種類及びそれを付ける箇所」の欄及び添付書類に記載された表示方法及び表示方式のものとなっていることを確認する際には、例えば、自動表示装置に係る回路図・動作論理系統図等の内容を参考にする。
- 「使用中であることを自動的に表示する」という機能については、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用開始(例えば、駆動スイッチを入れる)と同時に「使用中」の文字が表示される仕組みになっているものが一般的であるが、さらに具体的にどの時点からどの時点まで表示を行うものとしているのかについては、申請書の記載内容の確認又は関係者への聴取により把握する。
- 自動表示装置の設置箇所については、申請書の記載のとおり箇所に設置されているかだけでなく、表示の良好な視認を妨げる状態が生じていないかについても確認する。
- 必要な場合は、実際に自動表示装置を表示させ、表示灯が球切れなどしていないか、表示までの時間に遅れがないかを確認する。

ト (2) ②1) ト (インターロック) について

- インターロックについて、現場を巡視し、申請書の記載内容と照合するほか、施工図面・施工記録（写真、図面及び材料・成績証明書等）がある場合は、それらの内容を確認する。
- 設置されたインターロックが申請書の「インターロックの種類、機能及びそれを付ける箇所」の欄に記載されたとおりのものとなっていることを確認する際には、現場を巡視するほか、例えば、申請書の添付書類に示されたインターロックに係る回路図・動作論理系統図等の内容を参照する。
- 「使用をする場合にその室に人がみだりに立ち入ることを防止する」機能については、一般的には、扉を閉鎖し、インターロックが作動しないと放射性同位元素又は放射線発生装置の使用を開始することができず、また、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用中に扉を解放した場合には、直ちに使用が停止するような仕組みになっているものが多いが、その機能のさらに具体的な内容については、点検に係る記録（規則第24条第1項第1号ヨ）の確認、放射線障害予防規程又はその下部規程等にインターロックの操作手順に係る記載がある場合はその内容の確認又は関係者への聴取によるほか、必要な場合にはインターロックを実際に作動させることにより把握する。

チ（2）②1）チ（放射化物保管設備）について

- 放射化物保管設備について、現場を巡視し、申請書の記載内容と照合する。点検に係る記録（規則第24条第1項第1号ヨ）を確認するほか、施工図面・施工記録（写真、図面及び材料・成績証明書等）がある場合は、それらの内容を確認する。
- 上記（2）②1）チc本文ただし書の「特別の措置」として、例えば、全体をシートで覆う措置を講じている場合は、覆いに十分な容量があるか、覆いに破れがあることなどにより汚染の広がりを防止する機能が損なわれていないかについて確認する（「特別の措置」については、保管の基準の一つである規則第17条第1項第6号の2口の遵守状況の確認と併せて確認する。）。

リ（2）②1）リ（管理区域境界における柵等の設置）及びヌ（標識の設置）について

- 現場を巡視し、管理区域の設定及び柵等の設置状況並びに標識の位置が申請書の図面の記載内容と一致することを確認する。
- 現場を巡視する際に、規則別表第1の区分に従い、標識が申請書の図面に示された箇所に漏れなく付けられていることを確認

する。確認の際には、暗がりや障害物などにより視認が妨げられていないか及び標識が汚損・退色していないかにも注意する。

2) 貯蔵施設に係る主な検査手法及び留意事項の例

イ (2) ②2) イ (貯蔵施設の位置) について

- 上記1) イと同様である。

ロ (2) ②2) ロ (貯蔵室及び貯蔵箱の耐火性等) について

- 現場を巡視し、申請書等の「貯蔵室又は貯蔵箱」の各欄の記載と一致することを確認する。
- 構造及び材料について現物を確認する際は、構造部材の経年変化による耐火機能の低下がないかにも留意する。
- 貯蔵室及び貯蔵箱の点検に係る記録（規則第24条第1項第1号ヨ）のほか、貯蔵室の耐火構造及び貯蔵箱の耐火性の構造に係る施工図面・施工記録（写真、図面及び材料・成績証明書等）がある場合は、それらの内容を確認する。
- 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管し、当該容器を貯蔵施設としているため、申請書等の「貯蔵室又は貯蔵箱」の欄に記載がない場合は、申請書等の「貯蔵容器」の欄の「構造及び材料」や、「貯蔵能力」の欄の「耐火性の容器」の記載を現物と照合し、耐火機能が確保されていることを確認する。

ハ (2) ②2) ハ (遮蔽) について

- 上記1) ハと同様である。

ニ (2) ②2) ニ (貯蔵容器) について

- 現場を巡視し、貯蔵容器の点検に係る記録（規則第24条第1項第1号ヨ）を確認するほか、容器に係る試験成績書等がある場合は、その内容を確認することにより、貯蔵容器の種類及び構造・材料等が、申請書等の記載内容と一致していることを確認する。
- 現場において貯蔵容器を目視する際には、容器の表面にき裂・破損等がないか、容器が膨張等により変形していないかなども留意する。
- 汚染の広がりを防止するための受皿・吸収材（例えば、バットやろ紙等）が、容器にき裂・破損等を生じた場合に、容器の内容物をすべて保持できる状態を確保できているかどうかにも留意する。

ホ (2) ②2) ホ (閉鎖設備等) について

- 現場を巡視し、申請書等の「閉鎖のための設備又は器具」欄に記

載したとおりの設備又は器具が設置され、施錠等が確実にできる状態が確保されていることを、閉鎖設備等の点検に係る記録（規則第24条第1項第1号ヨ）も参照しながら確認する。

- 「閉鎖のための設備又は器具」の設置は、被ばくの管理と放射化物の盗難・紛失防止を目的としたものであるため、管理者以外の外部の者が自由に開閉できない状態が確保されているかに留意する。

ヘ（2）②②）ヘ（管理区域境界における柵等の設置）及びト（標識の設置）について

- 上記1）リと同様である。

3) 廃棄施設に係る主な検査手法及び留意事項の例

イ（2）②③）イ（廃棄施設の位置）について

- 上記1）イと同様である。

ロ（2）②③）ロ（主要構造部等の耐火性）について

- 現場を巡視し、主要構造部等の構造や材料が、申請書の主要構造部等の「構造の耐火性」及び「材料」の各欄の記載と一致していることを確認する。
- 主要構造部等が耐火構造又は不燃材料で造られているかは、現場の巡視又は関係者への聴取によるほか、施工図面・施工記録（写真、図面及び材料・成績証明書等）がある場合は、それらの内容により確認する。
- 主要構造部等を現物確認する際は、構造部材の経年変化等による耐火性に係る機能の低下がないかにも留意する。

ハ（2）②③）ハ（遮蔽）について

- 上記1）ハと同様である。

ニ（2）②③）ニ（排気設備）について

- 排気設備について、現場を巡視し、申請書の記載と照合するほか、施工図面・施工記録（写真、図面及び材料・成績証明書等）がある場合は、それらの内容を確認する。
- 排風機の銘板に排風機の性能に係る表示がある場合は、申請書の「排風機」の「性能」の欄に記載された排気能力（ $\text{m}^3/\text{分}$ ）と一致していることを確認する。
- 申請書の「排気浄化装置」の「性能」の欄に記載された内容（例えば、フィルター効率等）が確保されているかについては、排気浄化装置の材料・成績証明書等がある場合は、その内容を見て確認する。

- 排気管の破損や腐食等がないかを目視するほか、材料証明書等がある場合には、その内容を参照し、腐食しにくい材料で、気体が漏れにくい構造になっていることを確認する。
- その他、必要な場合には、関係者への聴取などにより、外気との差圧の確保、フィルターの目詰まり、破損の防止及び取換え並びに排気モニター及び風量調整ダンパーの作動状態をどのように点検・管理しているのか等を把握する。
- 濃度限度以下にする能力の維持については、排気設備の点検の記録（規則第24条第1項第1号ヨ及び第3号ト）、測定の記録（規則第20条第4項）及び廃棄の記録（規則第24条第1項第1号ル～ワ及び第3号ト）を確認する。

ホ (2) ②③ ホ（排水設備）について

- 排水設備（排水管、排水浄化槽及び排液処理装置）について、現場を巡視し、申請書の記載と照合するほか、施工図面・施工記録（写真、図面及び材料・成績証明書等）がある場合は、それらの内容を確認する。
- 排水管については、目視により、継ぎ目に漏えいの痕跡がないかについて確認する。
- 排水浄化槽については、その銘板に容量の表示がある場合は、その表示が申請書の「排水浄化槽」の「容量」の欄に記載された値と一致することを確認する。また、現場を巡視し、上記(2) ②③) ホ ci～iii が維持されていることを確認する。
- その他、必要な場合には、関係者への聴取などにより、例えば、タンク類・配管類の漏れ、亀裂及び腐食状態並びに排水設備機器（ポンプ、バルブ及び水位計等）の作動状態をどのように点検し、確認しているのか等を把握する。
- 濃度限度以下にする能力の維持については、排水設備の点検の記録（規則第24条第1項第1号ヨ及び第3号ト）、測定の記録（規則第20条第4項）及び廃棄の記録（規則第24条第1項第1号ル～ワ及び第3号ト）を確認する。

へ (2) ②③) へ（焼却炉等）について

- 焼却炉等（焼却物の種類、焼却の方法、熱源・炉室容積、構造・材料、焼却残渣出口の位置及び排気設備・廃棄作業室への連結状況）について、現場を巡視し、施工図面・施工記録（写真、図面及び材料・成績証明書等）又は焼却炉の銘板の表示がある場合は、それらの内容を申請書の「焼却炉」の各欄の記載と照合す

る。

- 焼却物の種類及び焼却の方法については、廃棄の記録（規則第24条第1項第1号ル～ワ及び第3号ト）を確認する。
- 焼却炉の性能の維持については、焼却炉の点検の記録（規則第24条第1項第1号ヨ及び第3号ト）を確認する。
- その他、必要な場合には、関係者への聴取等により、例えば、「気体が漏れにくく、灰が飛散しにくい」という機能を維持していることをどのように点検、確認しているのか等を把握する。

ト (2) ②3) ト（固型化処理設備等）について

- 固型化処理設備（その種類・台数、位置、構造・材料及び性能）について、現場を巡視し、施工図面・施工記録（写真、図面及び材料・成績証明書等）がある場合は、それらの内容を申請書の「固型化処理設備」の各欄の記載と照合する。
- 固型化処理設備の性能の維持については、固型化処理設備の点検の記録（規則第24条第1項第1号ヨ及び第3号ト）を確認する。
- その他、必要な場合には、関係者への聴取などにより、例えば、「漏れ、又はこぼれにくく、かつ、粉じんが飛散しにくい」という構造を維持していることをどのように点検、確認しているのか等を把握する。

チ (2) ②3) チ（保管廃棄設備）について

- 保管廃棄設備が、放射化物のうち、放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として再び用いるものを保管するものとして設置される放射化物保管設備と明確に区別されている点に留意する他は、主な検査手法及び留意事項は、上記1) チと同様である。

リ (2) ②3) リ（管理区域境界における柵等の設置）及びヌ（標識の設置）について

- 上記1) リと同様である。

- 4) 廃棄物詰替施設に係る主な検査手法及び留意事項の例
上記1)（ただし、ト及びチは除く。）と同様である。
- 5) 廃棄物貯蔵施設に係る主な検査手法及び留意事項の例
上記2)と同様である。

第3章 行為基準等を遵守する義務

第1節 行為基準（使用、保管及び廃棄の基準）等を遵守する義務

I. 行為基準（使用、保管及び廃棄の基準）等に係る法令の規定

1. 行為基準（使用、保管及び廃棄の基準）等を遵守する義務（法第15条、第16条及び第19条）

許可届出使用者又は許可廃棄業者は、放射性同位元素若しくは放射線発生装置を使用する場合、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を保管する場合又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物を事業所等において廃棄する場合においては、それぞれ、使用、保管又は廃棄に係る原子力規制委員会の定める技術上の基準〔使用の基準（規則第15条）、保管の基準（規則第17条）及び廃棄の基準（規則第19条）、以下、本節において、これらを「行為基準」という。〕に従って放射線障害防止のために必要な措置を講じる義務を負う（法第15条第1項、第16条第1項並びに第19条第1項及び第2項）。

このほか、届出版売業者及び届出賃貸業者が、放射性同位元素又は放射性汚染物の保管及び廃棄を行う場合、並びに、表示付認証機器等を廃棄しようとする者（許可届出使用者又は許可廃棄業者であるものを除く。）が表示付認証機器等の廃棄を行う場合に、所定の者に委託する義務が課されている（法第16条第3項、法第19条第4項及び第5項）。

さらに、法第28条第7項の規定により、廃止措置を実施中の許可取消使用者等についても、法第16条（保管の基準等）及び法第19条（廃棄の基準等）を遵守する義務が課されている。

使用、保管又は廃棄に関する措置が行為基準に適合していないと認められる者に対しては、原子力規制委員会は、放射線障害の防止のために必要な措置等を命ずることができることになっている（法第15条第2項、第16条第2項及び第19条第3項）。

以下、本節においては、下記2. に示す行為基準等の遵守状況について立入検査を受ける者を「使用者等」という。

2. 行為基準の種類及び使用者等が遵守すべき行為基準等

(1) 行為基準の種類

使用者等が使用、保管又は廃棄に関する措置を講じる際に遵守すべき行為基準については、下記の3つが規則に定められている。

- ① 使用の基準（規則第15条）
- ② 保管の基準（規則第17条）
- ③ 廃棄の基準（規則第19条）

(2) 使用者等が遵守すべき行為基準等

① 許可届出使用者が遵守すべき行為基準

使用の基準（規則第15条）、保管の基準（規則第17条）及び廃棄の基準（規則第19条）

② 許可廃棄業者が遵守すべき行為基準

保管の基準（規則第17条）及び廃棄の基準（規則第19条）

③ 届出販売業者及び届出賃貸業者が遵守すべき行為基準等

イ 放射性同位元素又は放射性汚染物の保管について、許可届出使用者に委託しなければならない（法第16条第3項）

ロ 放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄について、許可届出使用者又は許可廃棄業者に委託しなければならない（法第19条第4項）。

④ 表示付認証機器等を廃棄しようとする者（許可届出使用者又は許可廃棄業者であるものを除く。）が遵守すべき行為基準等

表示付認証機器等の廃棄を許可届出使用者又は許可廃棄業者に委託しなければならない（法第19条第5項）。

⑤ 許可取消使用者等が遵守すべき義務

許可取消使用者等は、廃止措置を完了するまでの間は、法第16条（保管の基準等）及び法第19条（廃棄の基準等）を遵守しなければならない（法第28条第7項）。

3. 使用、保管及び廃棄に係る事項等を放射線障害予防規程に定め、届け出る義務（法第21条第1項並びに規則第21条第1項第4号及び第5号）

許可届出使用者に対しては、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関する事項等を放射線障害予防規程に定め、届け出る義務が課されている（規則第21条第1項第4号）。

許可届出使用者、許可廃棄業者、届出販売業者（表示付認証機器等のみを販売する者を除く。）及び届出賃貸業者（表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。）に対しては、放射性同位元素等の保管及び廃棄に関する事項等を放射線障害予防規程に定め、届け出る義務が課されている（規則第21条第1項第5号）。

このような法令の規定を受け、「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」（令和元年7月24日原子力規制委員会決定、本章では以下「放射線障害予防規程ガイド」という。）は、主に、4-1）～4-3）、5-1）、5-3）及び5-5）において、使用、保管及び廃棄に関する責任者並びにその方法を、使用者等が規則第21条第1項第4号及び第5号に基

づき使用、保管及び廃棄に関する事項を放射線障害予防規程に定める際の具体的な例として示している。

II. 行為基準（使用、保管及び廃棄の基準）等の遵守に係る立入検査事項及び検査手法

(1) 行為基準（使用、保管及び廃棄の基準）等を遵守するための組織体制・手順の確認に係る検査事項等

使用者等は、その区分に応じ、上記 I. に示したように行為基準〔使用の基準（規則第 15 条）、保管の基準（規則第 17 条）及び廃棄の基準（規則第 19 条）〕等を遵守しなければならない。放射線障害予防規程ガイド 4-1)～4-3) 及び 5-1)～5-6) は、使用、保管及び廃棄に係る責任者並びにその方法等を、使用者等が、規則第 21 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に基づき、行為基準を遵守するために必要な事項を放射線障害予防規程に定める際の具体的な例として示している。このため、立入検査において、行為基準を遵守するために必要な組織体制・手順があることを確認する際には、下記①～③の事項が放射線障害予防規程又はその下部規程に定め、実施していることを確認することが、主な検査対象事項の例となる。

- ① 使用、保管及び廃棄に関する責任者
- ② 使用者等の実態に応じた使用、保管及び廃棄の具体的な方法
 - イ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする際に確認すべき事項
 - ロ 放射性同位元素の保管場所及び保管数量が貯蔵能力を超えていないことを確認するための方法・手順
 - ハ 放射性同位元素等の廃棄をする際に確認すべき事項（廃棄の方法や廃棄を委託する場合の手続等）
- ③ 規則第 15 条第 2 項（使用の基準を適用除外とする旨の規定）の適用に係る確認事項
 - イ 管理区域外における非密封の放射性同位元素の総量が 1 日につき下限数量を超えないよう管理し、それを確認する方法
 - ロ 管理区域外における非密封の放射性同位元素の取扱方法

(2) 個別の行為基準等の遵守状況の確認に係る検査事項等

使用者等が遵守すべき行為基準は多岐にわたるため、立入検査において、その遵守状況を示す資料等のすべてについて、直接的に、かつ、逐一確認することは現実的ではない。行為基準の遵守状況は、上記（1）に示した行為基準の遵守のための組織体制・手順及びその運用や実施状況を

確認することを通じて把握することができる場合も多い。

なお、特に個別の行為基準について、その遵守状況を直接的に確認する必要がある場合においては、主に、下記①～③に例示した事項を検査対象とする。

① 使用の基準の遵守に係る主な検査対象事項の例

下記は、許可届出使用者に課されている使用の基準の遵守状況を確認する際の主な検査対象事項を例示したものである。本ガイドは、新たな規制事項を定めるものではなく、既に法令により要求されている事項のうち、比較的多くの施設に当てはまるものについて、理解促進の一助として、法令の規定をそのまま抜粋するのではなく、一部を要約・省略するなどして、主なものを例示的に記載している。また、事業所等によっては、その特徴に照らし、下記の例示をそのまま当てはめることが適当でない場合があり得ることに留意する。

イ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用を使用施設において行うこと（規則第15条第1項第1号）

下記の場合を除き、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用が使用施設において行われていること

a 届出使用者が密封された放射性同位元素を使用する場合

b 許可使用者が、使用の場所の一時的変更について、法第10条第6項の規定に基づく届出を行っている場合

ロ 非密封の放射性同位元素の使用を作業室において行うこと（規則第15条第1項第1号の2）

ハ 密封された放射性同位元素の使用において密封の状態を維持していること（規則第15条第1項第2号）

密封された放射性同位元素を常に下記に適合する状態において使用していること

a 正常な使用状態において、開封又は破壊されるおそれがないこと

b 漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと

ニ 放射線業務従事者の線量限度の遵守（規則第15条第1項第3号）

放射線業務従事者の線量が、規則第15条第1項第3号イ～ハのいずれかを講ずることにより、実効線量限度（数量告示第5条）及び等価線量限度（数量告示第6条）を超えないようにすること

ホ インターロックを設けた室内からの脱出措置等（規則第15条第1項第3号の2）

インターロックを設けた室内で放射性同位元素又は放射線発生装

置の使用をする場合は、下記の措置を講じていること

a 人が通常出入りしない出入口の扉を外部から開閉できないようにするための措置

b 室内に閉じ込められた者が速やかに脱出できるようにするための措置

へ 空气中濃度限度の遵守（規則第15条第1項第4号）

作業室内の人が常時立入る場所又は放射線発生装置の使用をする室における人が呼吸する空气中的放射性同位元素の濃度が、汚染された空気の浄化又は排気をすることにより、空气中濃度限度（数量告示第7条）を超えないようにしていること

ト 作業室内での飲食及び喫煙の禁止（規則第15条第1項第5号）

チ 表面密度限度の遵守（規則第15条第1項第6号）

作業室又は汚染検査室内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度が、汚染の除去又は触れる物の廃棄をすることにより、表面密度限度（数量告示第8条）を超えないようにしていること

リ 作業室での作業衣等の着用等（規則第15条第1項第7号）

作業室において、作業衣、保護具等を着用して作業し、これらを着用したままみだりに作業室から出ないこと

ヌ 作業室からの退出時の汚染検査等（規則第15条第1項第8号）

作業室から退出するときに、人体及び人体に着用している物の放射性同位元素による汚染を検査し、かつ、その汚染を除去していること

ル 作業室からの持ち出し制限（規則第15条第1項第9号）

放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度（数量告示第8条）を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと

ヲ 管理区域からの持ち出し制限（規則第15条第1項第10号）

表面密度限度（数量告示第8条）の1/10を超えているものをみだりに管理区域から持ち出さないこと（数量告示第16条）

ワ 陽電子断層撮影用放射性同位元素等の管理区域からの持ち出し制限（規則第15条第1項第10号の2）

陽電子断層撮影用放射性同位元素を人以外の生物に投与した場合に、当該生物及びその排出物については、原子の数が1を下回ることが確実な期間（7日間）を超えて保管した後でなければ、管理区域から持ち出さないこと（数量告示第16条の2及び第16条の3）

カ 法第10条第6項に基づく届出により使用の場所の一時的変更を行い使用する場合における放射性同位元素の脱落防止装置の装備（規則第15条第1項第10号の3）

法第10条第6項に基づく届出により、許可使用者が400GBq以上の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器を使用する場合に、放射性同位元素の脱落を防止するための装置を装備していること

コ 法第10条第6項に基づく届出により使用の場所の一時的変更を行い使用する場合における放射線取扱主任者免状等を有する者の指示（規則第15条第1項第10号の4）

法第10条第6項に基づく届出により、許可使用者が、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合には、放射性同位元素については、第一種放射線取扱主任者免状を有する者又は第二種放射線取扱主任者免状を有する者、放射線発生装置については、第一種放射線取扱主任者免状を有する者の指示の下で行うこと（ただし、平成17年文部科学省令第36号附則第4条の定める経過規定により、法第10条第6項の規定に基づく届出を行って370GBq以下の密封された放射性同位元素を使用する場合は、当分の間、規則第15条第1項第10号の4規定にかかわらず、第一種放射線取扱主任者免状を有する者、第二種放射線取扱主任者免状を有する者、第三種放射線取扱主任者免状を有する者又は電離放射線障害防止規則第52条の2のガンマ線透過写真撮影作業主任者の指示の下に行うことができる）

ク 注意事項の掲示（規則第15条第1項第11号）

使用施設又は管理区域の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること

ク 管理区域への立入制限等（規則第15条第1項第12号）

管理区域には人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときには放射線業務従事者の指示に従わせること

ク 届出使用者等の管理区域の標識（規則第15条第1項第13号）

届出使用者の使用に係る管理区域又は許可使用者が法第10条第6項の規定に基づく届出により使用の場所の一時的変更を行って使用する場合の管理区域に規則別表第1に定める標識を付けること

ク 密封された放射性同位元素を移動させて使用した後の点検等（規則第15条第1項第14号）

密封された放射性同位元素を移動させて使用した後、直ちに放射性同位元素の紛失、漏えい等の異常の有無を放射線測定器により点検し、異常が判明した場合は、探査その他放射線障害防止に必要な措置を講ずること

- ネ 許可使用者による下限数量以下の非密封の放射性同位元素の管理区域外での使用に係る制限（規則第15条第2項）

許可使用者が、規則第15条第2項の適用を受ける場合は、同条第1項第1号、第1号の2及び第3号の規定は適用されない。この場合においては、下記の点が遵守されていることを確認する。

- a 管理区域外における非密封の放射性同位元素の使用が、許可を受けた核種について、使用数量、使用の目的、使用の方法及び使用の場所において行われていること
- b 管理区域外において1日につき下限数量を超えない非密封の放射性同位元素を使用する場合において、管理区域外にある非密封の放射性同位元素の総量が下限数量を超えていないことを確保するための確認方法がとられていること
- c 管理区域外における非密封の放射性同位元素の取扱いが放射線障害予防規程又はその下部規程に定められた方法に従って行われていること

- ナ 放射化物であって、放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものに含まれる放射線を放出する同位元素の飛散等により汚染が生じるおそれのある作業については、下記a及びbを遵守していることを確認する。この作業については、規則第15条第1項第1号（ただし書を除く。）、第3号、第5号、第7号、第8号、第10号、第11号及び第12号が準用される（規則第15条第3項）。

- a 敷物、受皿その他の器具を用いることにより、放射線を放出する同位元素による汚染の広がりを防止すること
- b 作業の終了後、当該作業により生じた汚染を除去すること

② 保管の基準等の遵守に係る主な検査対象事項の例

下記（ただし、ヲを除く。）は、許可届出使用者に課されている保管の基準の遵守状況等を確認する際の主な検査対象事項を例示したものである。本ガイドは、新たな規制事項を定めるものではなく、既に法令により要求されている事項のうち、比較的多くの施設に当てはまる検査事項について、理解促進の一助として、法令の規定をそのまま抜粋するのではなく、一部を要約・省略するなどして、主なものを例示的に記載している。また、事業所等によっては、その特徴に照らし、下記の例示をその

まま当てはめることが適当でない場合があり得ることに留意する。

許可廃棄業者については、保管の基準として、規則第17条第2項第1号及び第2号の基準（それぞれ下記イ及び二とほぼ同じ。）が課せられているほか、規則第15条第1項第3号（下記ハ）並びに規則第17条第1項第2号（下記ロ）、第4号（下記ホ）、第5号（下記ヘ）、第6号（下記ト）、第7号（下記リ）、第8号（下記ヌ）及び第9号（下記ル）の規定が準用されることとなっていることから（規則第17条第2項）、これらは、許可廃棄業者に対する主な検査対象事項の例にもなる。

なお、下記の保管の基準等は、法第28条第7項の規定により、廃止措置を実施中の許可取消使用者等にも適用される。

イ 保管場所（規則第17条第1項第1号）

放射性同位元素の保管は、容器に入れ、かつ、貯蔵室又は貯蔵箱〔密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合は貯蔵施設（法第10条第6項の規定に基づき届出を行い、密封された放射性同位元素の使用をしている場合は、当該使用の場所を含む）〕において行うこと

ロ 貯蔵能力の範囲内での貯蔵（規則第17条第1項第2号）

貯蔵施設に貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと

ハ 放射線業務従事者の線量限度の遵守（規則第15条第1項第3号の準用）

規則第15条第1項第3号イ～ハの規定の準用により、放射線業務従事者の線量が、実効線量限度（数量告示第5条）及び等価線量限度（数量告示第6条）を超えないようにすること

ニ 保管中における持ち運び制限措置（規則第17条第1項第3号）

放射性同位元素を保管している貯蔵箱及び耐火性の構造の容器は、みだりに持ち運びできないよう措置を講じること

ホ 空气中濃度限度の遵守（規則第17条第1項第4号）

空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を保管する場合は、貯蔵施設内の人が呼吸する空气中的放射性同位元素の濃度は、空气中濃度限度（数量告示第7条）を超えないようにすること

ヘ 飲食及び喫煙の禁止（規則第17条第1項第5号）

貯蔵施設のうち、放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙の禁止

ト 表面密度限度の遵守（規則第17条第1項第6号）

貯蔵施設内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は、下記の措置を講ずることにより、表面密度限度（数量告示第8条）を超え

ないようにすること

- a 液体状の放射性同位元素は、液体がこぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いた容器に入れる
- b 液体状又は固体状の放射性同位元素を入れた容器で、き裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、受皿、吸収材その他の施設又は器具を用いることにより、放射性同位元素による汚染の広がりを防止する

チ 放射化物保管設備における保管（規則第 17 条第 1 項第 6 号の 2）

放射化物のうち、再び放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものの保管を下記のいずれかの方法で行っていること

- a 容器に入れ、かつ、放射化物保管設備において保管する
- b 放射化物が大型機械等であって、これを容器に入れることが著しく困難な場合には、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講じた上で放射化物保管設備において保管する

リ 管理区域からの持ち出し制限（規則第 17 条第 1 項第 7 号）

放射性汚染物で、表面密度限度（数量告示第 8 条）の 1/10 を超えているものをみだりに管理区域から持ち出さないこと（数量告示第 16 条）

ヌ 注意事項の掲示（規則第 17 条第 1 項第 8 号）

貯蔵施設の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること

ル 管理区域への立入制限等（規則第 17 条第 1 項第 9 号）

管理区域には人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときには放射線業務従事者の指示に従わせること

ヲ 届出販売業者及び届出賃貸業者による保管の委託（法第 16 条第 3 項）

届出販売業者及び届出賃貸業者が放射性同位元素及び放射性汚染物の保管をする場合は、許可届出使用者に委託すること

③ 廃棄の基準等の遵守に係る主な検査対象事項の例

下記（ただし、ホ及びヘを除く。）は、許可届出使用者及び許可廃棄業者に課されている廃棄の基準の遵守状況等を確認する際の主な検査対象事項を例示したものである。本ガイドは、新たな規制事項を定めるものではなく、既に法令により要求されている事項のうち、比較的多くの施設に当てはまるものとみられる検査事項について、理解促進の一助として、法令の規定をそのまま抜粋するのではなく、一部を要約・省略するなどして、主なものを例示的に記載している。また、事業所等によっ

ては、その特徴に照らし、下記の例示をそのまま当てはめることが適当でない場合があり得ることに留意する。

なお、下記の廃棄の基準等は、法第28条第7項の規定により、廃止措置を実施中の許可取消使用者等にも適用される。

イ 事業所等内廃棄の基準に係る主な検査対象事項の例(許可使用者及び許可廃棄業者を対象とするもの、ただし下記口を除く。)(規則第19条第1項)

a 気体状の放射性同位元素等を排気設備において、浄化し、又は排気することにより廃棄するものとし、その場合には、下記の定めるところにより行っていること(規則第19条第1項第1号～第3号)

i. 規則第14条の11第1項第4号ハ(1)に該当する排気設備において廃棄する場合は、排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度(数量告示第14条第3項)以下にしていること(規則第19条第1項第2号イ)

ii. 規則第14条の11第1項第4号ハ(2)に該当する排気設備において廃棄する場合は、濃度を監視し、事業所等の境界の外の空気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度(数量告示第14条第3項)以下にしていること(規則第19条第1項第2号ロ)

iii. 排気設備に付着した放射性同位元素等を除去するときは、敷物、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具及び保護具を用いること(規則第19条第1項第3号)

b 液体状の放射性同位元素等は、下記i.～iv.のいずれかの方法により廃棄していること(規則第19条第1項第4号～第12号)

i. 排水設備において、浄化し、又は排水することにより行う場合には(規則第19条第1項第4号イ)、下記の定めるところにより行っていること

一. 規則第14条の11第1項第5号イ(1)に該当する排水設備において廃棄する場合は、排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を濃度限度(数量告示第14条第3項)以下にしていること(規則第19条第1項第5号イ)

二. 規則第14条の11第1項第5号イ(2)に該当する排水設備において廃棄する場合は、濃度を監視し、事業所

- 等の境界における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度（数量告示第14条第3項）以下にしていること（規則第19条第1項第5号ロ）
- 三. 排液処理を行う場合又は排水設備の放射性同位元素等を除去するときは、敷物、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具及び保護具を用いること（規則第19条第1項第6号）
- ii. 容器に封入し、又は固型化処理設備において固型化材料により容器に固型化して保管廃棄設備において保管廃棄すること（規則第19条第1項第4号ロ）
- 一. 液体状の放射性同位元素等を封入する容器は、液体がこぼれにくい構造で、液体が浸透しにくい材料を用いていること（規則第19条第1項第7号イ及びロ）
- 二. 液体状の放射性同位元素等を容器に封入して保管廃棄設備に保管廃棄する場合であつて、容器にき裂、破損等の事故の生じるおそれのあるときには、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具及び保護具を用いることにより放射性同位元素による汚染の広がりを防止すること（規則第19条第1項第8号）
- 三. 液体状の放射性同位元素等を容器に固型化するときは、固型化した液体状の放射性同位元素等と一体化した容器が液体状の放射性同位元素等の飛散又は漏れを防止できるものとする（規則第19条第1項第9号）
- 四. 液体状の放射性同位元素等を容器に固型化する作業は、廃棄作業室において行うこと（規則第19条第1項第10号）
- iii. 焼却炉において焼却する方法により廃棄する場合においては（規則第19条第1項第4号ハ）、焼却後にその残渣を焼却炉から搬出する作業は、廃棄作業室において行うこと（規則第19条第1項第11号）
- iv. 固型化処理設備において固型化材料により固型化する方法で廃棄する場合においては（規則第19条第1項第4号ニ）、液体状の放射性同位元素等を固型化する作業は廃棄作業室において行うこと（規則第19条第1項第12号）
- c 固体状の放射性同位元素等の廃棄を下記 i.～iv.のいずれかによ

り行う（規則第19条第1項第13号イ～ニ）

- i. 焼却炉において焼却する。この方法により廃棄する場合においては、固体状の放射性同位元素等を焼却後にその残渣を焼却炉から搬出する作業は、廃棄作業室において行うこと（規則第19条第1項第13号イ及び同条同項第14号）
 - ii. 容器に封入し、又は固型化処理設備において固型化材料により容器に固型化して保管廃棄設備に保管廃棄すること（規則第19条第1項第13号ロ及び同条同項第15号）
 - 一. 固体状の放射性同位元素等を容器に固型化するときは、固型化した固体状の放射性同位元素等と一体化した容器が固体状の放射性同位元素等の飛散又は漏れを防止できるものとする
 - 二. 固体状の放射性同位元素等を容器に固型化する作業は、廃棄作業室において行うこと
 - iii. 放射性汚染物が大型機械等であって、これを容器に入れることが著しく困難な場合には、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講じた上で保管廃棄設備において保管廃棄すること（規則第19条第1項第13号ハ）
 - iv. 陽電子断層撮影用放射性同位元素等については、これ以外の物が混入し、又は付着しないように封及び表示をし、当該陽電子断層撮影用放射性同位元素の原子の数が1を下回ることを確実に期間（7日間）を超えるまでは管理区域内で保管廃棄すること（規則第19条第1項第13号ニ及び同条同項第16号並びに数量告示第16条の3）
- d 使用の基準である規則第15条第1項第3号、第4号～第10号、第11号及び第12号の規定を準用していること（規則第19条第1項本文）
- e 許可使用者が、規則第15条第2項の適用を受ける場合は、規則第19条第1項第1号～第12号の規定は適用されない（規則第19条第2項）。
- 事業所等内廃棄に係る基準に係る主な検査対象事項の例（許可廃棄業者の詰替えに係るものに限る。）（規則第19条第3項）
- a 放射性同位元素等の詰替えを廃棄物詰替施設で行うこと（規則第19条第3項第1号）
 - b 密封された放射性同位元素等を密封されたままで詰替えする場合は、下記の状態において行い、敷物、受皿、吸収材その他放射

性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具を用いること（規則第19条第3項第2号）

i. 正常な使用状態においては、開封又は破壊されるおそれがないこと（規則第19条第3項第2号イ）

ii. 密封された放射性同位元素等が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと（規則第19条第3項第2号ロ）

c 廃棄物詰替施設の目につきやすい場所に放射線障害防止に必要な注意事項を掲示すること（規則第19条第3項第3号）

d 使用の基準である規則第15条第1項第1号の2、第3号、第4号～第10号及び第12号の規定を準用していること（規則第19条第3項本文）

ハ 事業所等内廃棄に係る基準に係る主な検査対象事項の例（届出使用者を対象とするもの）（規則第19条第4項）

a 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄は、容器に封入し、一定の区画された廃棄の場所で放射線障害の発生を防止するための措置を講じた上で行うこと（規則第19条第4項第1号）

b 容器及び管理区域には別表第1の定めるところによる標識を付ける（規則第19条第4項第2号）

c 使用の基準である規則第15条第1項第3号、第10号、第11号及び第12号の規定を準用していること（規則第19条第4項本文）

ニ 事業所等外廃棄に係る基準に係る主な検査対象事項の例（許可届出使用者及び許可廃棄業者を対象とするもの）（規則第19条第5項）

a 放射性同位元素を廃棄する場合には、許可使用者に保管廃棄を委託し、又は許可廃棄業者に廃棄を委託していること（規則第19条第5項第1号）

b 放射性汚染物を廃棄する場合には、放射性汚染物に含まれる放射性同位元素の種類が許可証に記載されている許可使用者に保管廃棄を委託し、又は許可廃棄業者に廃棄を委託していること（規則第19条第5項第2号）

c 廃棄に従事する者（放射線業務従事者を除く。）の線量が実効線量限度（数量告示第5条）及び等価線量限度（数量告示第6条）を超えていないこと（規則第19条第5項第3号及び数量告示第17条）

d 放射線業務従事者の線量が、実効線量限度（数量告示第5条）及

び等価線量限度（数量告示第6条）を超えていないこと（規則第19条第5項本文に基づく規則第15条第1項第3号の準用）

ホ 放射性同位元素又は放射性汚染物を廃棄する届出販売業者又は届出賃貸業者の廃棄に係る主な検査対象事項の例（法第19条第4項）

許可届出使用者又は許可廃棄業者に廃棄を委託していること

ヘ 表示付認証機器等を廃棄しようとする者（許可届出使用者又は許可廃棄業者であるものを除く。）の廃棄に係る主な検査対象事項の例（法第19条第5項）

許可届出使用者又は許可廃棄業者に廃棄を委託していること

（3）検査手法等

① （1）（行為基準の遵守のための組織体制・手順の確立及びその実施）に係る検査手法等

イ 行為基準の遵守のための組織体制・手順が明らかになっていることの確認

許可届出使用者は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関すること（規則第21条第1項第4号）について、許可届出使用者、許可廃棄業者、届出販売業者（表示付認証機器等のみを販売する者を除く。）及び届出賃貸業者（表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。）は、放射性同位元素等の保管又は廃棄に関すること（規則第21条第1項第5号）について、それぞれ放射線障害予防規程に定めることが求められている。この点につき、放射線障害予防規程ガイド4-1）、4-2）、4-3）、5-1）、5-3）及び5-5）は、使用、保管及び廃棄に関する責任者並びにその方法等を、使用者等が規則第21条第1項第4号及び第5号に基づき、使用、保管及び廃棄に関する事項を放射線障害予防規程に定める際の具体的な例として示している。このため、立入検査を行う際には、事前に、放射線障害予防規程の内容を把握しておくものとする。

立入検査においては、行為基準の遵守のための組織体制・手順が明らかになっていることについて、具体的事項が放射線障害予防規程の下部規程又は内規等に定められている場合にはその内容を確認することにより、また、必要な場合は関係者に聴取することにより確認する。

ロ あらかじめ定められた手順に従い、使用、保管及び廃棄が行われていることの確認

使用、保管及び廃棄に係る帳簿の記録（規則第24条第1項第1号ハ～リ、ル～ワ、同条同項第2号ニ～ト並びに同条同項第3号ハ

～ホ及びト)又はその他の記録がある場合は、それらの記録の内容を確認するほか、必要な場合には、関係者に対して聴取をすることにより、上記イで確認した組織体制の下で、使用者等があらかじめ定めた手順に従って使用、保管及び廃棄の各行為を行っていることを確認する。

② (2) (個別の行為基準等の遵守状況の確認)に係る検査手法等

以下においては、それぞれの行為基準の遵守について立入検査を行う際の検査手法及び留意事項として主なものを例示する。なお、行為基準は、施設基準と密接に関連するため、行為基準の遵守状況の検査は、第2章の施設基準適合義務の遵守状況の検査内容を踏まえて行うことに留意する。

1) 使用の基準の遵守に係る主な検査手法及び留意事項の例

イ (2) ①イ及びロ (使用の場所の遵守) について

- 検査を行う前に、検査対象者が、密封された放射性同位元素を使用する届出使用者(上記(2)①イa)又は法第10条第6項の規定に基づく一時的な使用の場所の変更に係る届出を行っている者(上記(2)①イb)に該当する者であるかを確認しておく。
- 使用施設及び作業室の場所を、第2章Ⅱ.(2)②1)の使用施設の施設基準適合義務の遵守状況の検査を行う過程において把握する。
- 使用の場所に係る帳簿の記録(規則第24条第1項第1号ホ)、関係者への聴取及び現場の巡視等により、申請書に記載された使用施設又は作業室において使用が行われていることを確認する。

ロ (2)①ハ(密封された放射性同位元素の使用における密封の維持)について

- 例えば、密封線源のカプセルの仕様書等の確認又は密封線源の取扱方法を関係者に聴取すること等により密封線源の密封の状態を把握する。
- 密封の状態が損なわれていないかについては、測定の記録(規則第20条第4項)に大きな変動がないかが参考になる場合もある。

ハ (2) ①ニ (放射線業務従事者の線量限度の遵守) について

- 放射線業務従事者の線量限度の遵守の確認は、現場の巡視又は関係者への聴取により遮蔽に係る施設基準適合(第2章Ⅱ.(2)

- ② 1) ハ) を確認する際に併せて確認する。
 - 管理区域への立入時間の記載がある場合は、その内容を参考にし、被ばく時間の短縮化が図られていることを確認する。
 - 線量限度の遵守については、測定の結果の記録（規則第 20 条第 4 項）及び健康診断の結果の記録（規則第 22 条第 2 項第 1 号）を参考にして確認する。
- ニ (2) ①ホ（インターロックを設けた使用室における脱出措置等の実施）について
- インターロックの施設基準への適合性（第 2 章Ⅱ. (2) ② 1) ト）を確認する際に併せて、関係者への聴取又は必要な場合には、現場で扉の開閉操作をすること等により、規則第 15 条第 1 項第 3 号の 2 に定める脱出措置等を実施することができるようになっていることを確認する。
 - 放射線障害予防規程又はその下部規程等が、規則第 15 条第 1 項第 3 号の 2 に定める脱出措置等の具体的な実施手順を定めている場合は、その内容を確認する。
- ホ (2) ①へ（空气中濃度限度の遵守）及びチ（表面密度限度の遵守）について
- 作業室内の空气中濃度限度遵守の確認は、排気設備の施設基準への適合性（第 2 章Ⅱ. (2) ② 3) ニ）の確認と併せて行う。作業室内の空气中濃度について測定した記録がある場合は、その内容を参考にして確認する。
 - 表面密度については、点検の記録（規則第 24 条第 1 項第 1 号ヨ及び第 3 号ト）及び汚染の状況の測定の記録（規則第 20 条第 4 項第 4 号）等の内容を参考にし、表面密度限度を超えるような汚染がなかったかを確認する。
- へ (2) ①ト（作業室内での飲食及び喫煙の禁止）について
- 現場の巡視及び関係者への聴取等により、作業室内での飲食及び喫煙の禁止が遵守されていること（例えば、作業室の机上にペットボトル、コップ及び灰皿等の飲食及び喫煙に関連する物品が置かれていないこと）を確認する。
- ト (2) ①リ（作業室内での作業衣等の着用等）
- 放射線障害予防規程又はその下部規程等に作業衣等の着用に係る規定が定められている場合には、その内容及び遵守状況を確認する。
 - 現場を巡視し、作業衣等が用意されていること及び作業室の出

入りの際に、作業衣等の着脱が実施されていることを確認する。

- チ (2) ①又 (作業室からの退出時の汚染検査等) について
- 放射線障害予防規程又はその下部規程等に作業室からの退出時の汚染の検査及び汚染の除去に係る方法及び手順が定められている場合には、その内容及び遵守状況を確認する。
 - 現場を巡視し、作業室の出入口付近に汚染検査を行うために必要な放射線測定器が配備されていることを確認する。
 - 現場の巡視及び関係者への聴取等により、汚染の検査及び汚染の除去を行っている場所 (汚染検査室を設けている場合には、同室において、汚染の検査及び汚染の除去を行っていることが一般的である。) とその実施状況を確認する。
 - 関係者への聴取、汚染の状況の測定の記録 (規則第20条第4項第4号) により、表面密度限度を超える汚染を生じ、その汚染を容易に除去できない場合がなかったかを確認する。
- リ (2) ①ル (作業室からの持ち出し制限) 及びヲ (管理区域からの持ち出し制限) について
- 放射線障害予防規程又はその下部規程等において、それぞれの持ち出し基準 (作業室については表面密度限度、管理区域については表面密度限度の 1/10) を超えていないことを確認する具体的方法及び手順が定められている場合には、その内容及び実施状況を確認する。
 - 現場を巡視し、作業室及び管理区域の出入口付近に、汚染検査を行うための放射線測定器が配備されていることを確認する。
 - 関係者への聴取等により、持ち出し基準を超えたものが、みだりに作業室及び管理区域から持ち出されていないことを確認する。
- ヌ (2) ①ワ (陽電子断層撮影用放射性同位元素等の管理区域からの持ち出し制限) について
- 検査の前に、検査の対象となる者が、陽電子断層撮影用放射性同位元素を人以外の生物に投与した場合におけるその当該生物及びその排出物を管理区域から持ち出すことにつき、許可を得ている者であるかを確認しておく。
 - 施設の点検の記録 (規則第24条第1項第1号ヨ) 又は関係者への聴取の内容を参考にし、許可を受けた不純物を除去する機能を備えた装置について、その機能の点検が行われていることを確認する (なお、この点検は、規則第15条第1項第10号の

2に基づき、装置の改造等の都度及び1年を超えない期間ごとに行うこととされている。)

- 関係者への聴取、使用の数量に係る帳簿の記録（規則第24条第1項第1号ハ）の内容により、陽電子断層撮影用放射性同位元素の一日最大使用数量が許可を受けた範囲内になっていることを確認する。
- 放射線障害予防規程又はその下部規程等に、陽電子断層撮影用放射性同位元素を投与した生物及びその排出物にこれ以外の物が混入・付着することを防止し、7日間を超えて保管することを確保するための具体的方法及び手順が定められていることを確認するとともに、関係者への聴取等により、確認した方法及び手順に反する持ち出しを行っていないことを確認する。

ル (2) ①カ（放射性同位元素の脱落防止装置の装備）について

- 検査の前に、検査の対象となる者が、法第10条第6項の規定に基づく届出を行っている者であるかを確認しておく。
- 下記の点について確認するほか、必要な場合は、関係者への聴取等により、使用時において脱落防止装置が装備されていることを確認する。
 - ・ 法第10条第6項の規定に基づく届出の「放射性同位元素が機器に装備されている場合には、その機器の種類、型式及び性能」の欄に記載された内容
 - ・ 放射線障害予防規程又はその下部規程等に脱落防止装置の装備に係る手順について記載がある場合は、その内容と遵守状況

ヲ (2) ①ヨ（放射線取扱主任者免状等を有する者の指示）について

- 検査の前に、検査の対象となる者が、法第10条第6項の規定に基づく届出を行っている者であるかを確認しておく。
- 関係者への聴取のほか、指示に係る記録がある場合は、その内容を確認することにより、法第10条第6項の規定に基づく届出の「有資格者の氏名、免状の交付年月日及び番号」の欄に記載された者が指示を行ったことを確認する。

ワ (2) ①タ（注意事項の掲示）について

- 現場を巡視し、注意事項の掲示が行われていることを確認する。そのほか、掲示が視認性を妨げる箇所に付けられていないことや、退色により判読困難な状態になっていないことを確認する。

カ (2) ①レ（管理区域への立入制限等）について

- 管理区域に人がみだりに立ち入らないような措置については、第2章Ⅱ.(2)1)りの管理区域に係る施設基準適合義務の遵守状況を検査する過程において、柵やチェーン等を設置する措置がとられていることを確認する。
 - 放射線業務従事者以外の者が立ち入る際に放射線業務従事者の行うべき指示については、放射線障害予防規程又はその下部規程等に具体的な内容が定められている場合は、その内容を確認するものとするほか、関係者への聴取等により、その実施状況を確認する。
- ヨ (2) ①ソ (届出使用者等の管理区域の標識) について
- 届出使用者の使用に係る管理区域の標識については、現場を巡視し、届出書の「管理区域」の「標識を付ける箇所」の欄の記載内容と照合して確認する。
 - 許可使用者の法第10条第6項の規定に基づく使用の場所の一時的変更については、検査の前に、検査の対象となる者が、同規定に基づく届出を行っている者であるかを確認しておく。
 - 使用の場所に係る帳簿の記録(規則第24条第1項第1号ホ)の内容を確認し、これが、許可使用者の第10条第6項の規定に基づく届出書に記載された「一時的に使用する場所」と一致することを確認する。
 - 許可使用者が使用の場所を一時的に変更して使用する場合の管理区域の標識については、例えば、規則第15条第1項第10号の3に基づき使用に係る指示を行った放射線取扱主任者免状を有する者その他の関係者への聴取等により、管理区域に所定の標識が付けられていたことを確認する。
- タ (2) ①ツ (密封された放射性同位元素を移動させて使用した後の点検等) について
- 放射線障害予防規程又はその下部規程等に、移動させて使用した後の点検等の手順について記載がある場合は、その内容を確認する。
 - 点検等を行った事実及び日時について記載した記録がある場合は、その内容を確認するほか、関係者に聴取することにより、使用后直ちに点検等が行われたことを確認する。放射線障害予防規程又はその下部規程等に点検等の手順が定められている場合は、その手順に従って点検等が実施されたかについても併せて確認する。

レ (2) ①ネ (許可使用者による下限数量以下の非密封の放射性同位元素の管理区域外での使用に係る制限) について

- 検査の前に、検査の対象となる者が、申請書の記載 (様式第一中別紙様式イの二) を確認し、管理区域の外で、非密封の放射性同位元素の使用をすることにつき許可を得ている者であることを確認しておく。
- 放射線障害予防規程又はその下部規程等において、管理区域外において非密封の放射性同位元素の使用をする場合、その総量が、1日につき下限数量を超えないことを確認する方法及び管理区域外での取扱方法が定められていることを確認する。
- 管理区域外における使用に係る帳簿の記録 (規則第24条第1項第1号ハ～ヘ) を確認することにより、管理区域外で使用する非密封の放射性同位元素の種類、数量、使用の目的、使用の方法及び使用の場所が申請書の記載と一致することを確認する。

ソ (2) ①ナ (規則第15条第3項に定める作業を行う際に、汚染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと) について

- 規則第15条第3項に定める作業について、放射線障害予防規程又はその下部規程等に手順を定めている場合は、その内容を確認するほか、必要に応じ、当該作業の具体的な実施の手順等を関係者に聴取する。
- 規則第15条第1項第1号 (ただし書を除く。)、第3号、第5号、第7号、第8号、第10号、第11号及び第12号の準用については、上記イ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ワ及びカと同様である。

2) 保管の基準等の遵守に係る主な検査手法及び留意事項の例

イ (2) ②イ (保管場所) について

- 検査の前に、検査の対象となる者が、法第10条第6項の規定に基づく届出を行っている許可使用者であるかを確認しておき、届出が行われている場合は、届出に記載されている「一時的に使用する場所」を把握しておく。なお、法第10条第6項の規定に基づく届出を行い、密封された放射性同位元素を「一時的に使用する場所」で使用している場合には、当該使用の場所が、貯蔵施設に含まれることとなる (規則第17条第1項第1号かつこ書参照)。
- 貯蔵室、貯蔵箱及び貯蔵施設の場所は、第2章Ⅱ.(2) ②2) の貯蔵施設の施設基準適合義務の遵守状況を検査する過程において把握する。

- 保管の場所に係る帳簿の記録（規則第24条第1項第1号チ）、関係者への聴取及び現場の巡視等により、保管が所定の場所で行われていることを把握する。
- ロ（2）②ロ（貯蔵能力の範囲内での貯蔵）について
- 貯蔵能力については、申請書等の記載をあらかじめ確認しておく。
 - 保管に係る放射性同位元素の種類及び数量に係る帳簿の記録（規則第24条第1項第1号ト）により、放射性同位元素の種類ごとの貯蔵の量を確認する。
 - 貯蔵能力を超えていないことを確認するための具体的な方法・手順が放射線障害予防規程又はその下部規程等に定められている場合は、その内容を確認するほか、必要に応じ、関係者への聴取等により、貯蔵能力を超えていないことが遵守されていることを確認する。
- ハ（2）②ハ（放射線業務従事者の線量限度の遵守）について
- 上記1）ハと同様である。
- ニ（2）②ニ（保管中における持ち運び制限措置）について
- 現場を巡視し、貯蔵箱及び耐火性の構造の容器を、例えば、チェーン又はボルト等により固定する等の措置がとられていることを確認する。
- ホ（2）②ホ（空气中濃度限度の遵守）及びト（表面密度限度の遵守）について
- 上記1）ホと同様である。
- ヘ（2）②ヘ（飲食及び喫煙の禁止）について
- 上記1）ヘと同様である。
- ト（2）②チ（放射化物保管設備における保管）について
- 第2章Ⅱ.（2）②1）チ（放射化物保管設備）の施設基準適合に係る検査と併せてこの行為基準の遵守状況を確認する。
 - 現場の巡視又は関係者への聴取等により、上記（2）②チ a 又は b の方法で保管され、かつ、放射化物保管設備において保管すべき物と保管廃棄設備において保管廃棄すべき物が明確に区別されていることを確認する。
 - 上記（2）②チ b の「特別の措置」を講じている場合は、現場の巡視又は関係者への聴取等により、どのような措置をとっているのかを確認する。
- チ（2）②リ（管理区域からの持ち出し制限）について

- 上記 1) リと同様である。
 - リ (2) ②又 (注意事項の掲示) について
 - 上記 1) ワと同様である。
 - ヌ (2) ②ル (管理区域への立入制限等) について
 - 上記 1) カと同様である。
 - ル (2) ②ヲ (届出販売業者及び届出賃貸業者による保管の委託) について
 - 保管の委託に係る帳簿の記録 (規則第 24 条第 1 項第 2 号ニ及びホ) の確認、現場の巡視及び関係者への聴取等により、許可届出使用者に委託したことを確認する。
- 3) 廃棄の基準等の遵守に係る主な検査手法及び留意事項の例
- イ (2) ③イ (許可使用者及び許可廃棄業者の事業所等内廃棄) について
 - (気体状の放射性同位元素等の廃棄について)
 - 第 2 章 II. (2) ②3) ニ (排気設備) の施設基準適合に係る検査と併せて上記 (2) ③イ a の行為基準 (気体状の放射性同位元素等の廃棄) の遵守状況を確認する。
 - 廃棄に係る帳簿の記録 (規則第 24 条第 1 項第 1 号ル～ワ及び第 3 号ト) の内容を参考にすのほか、現場の巡視又は関係者への聴取により、排気設備において、浄化し、又は排気することにより廃棄していることを確認する。
 - 濃度限度の遵守については、測定の結果の記録 (規則第 20 条第 4 項) 及び健康診断の結果の記録 (規則第 22 条第 2 項第 1 号) の内容を参考にす。
 - 汚染の広がりを防止するための措置については、放射線障害予防規程又はその下部規程等において、排気設備のフィルター等に付着した放射性同位元素等の除去・交換を行う際に用意すべき器具・保護具等 (例えば、保護マスク、ゴム手袋及び防護衣等) が定められている場合はその内容を確認し、現場の巡視及び関係者への聴取により、その配備状況と実施状況を確認する。
 - (液体状の放射性同位元素等の廃棄について)
 - 第 2 章 II. (2) ②3) ホ (排水設備) の施設基準適合に係る検査と併せて上記 (2) ③イ b の行為基準 (液体状の放射性同位元素等の廃棄) の遵守状況を確認する。
 - 濃度限度の遵守については、測定の結果の記録 (規則第 20 条第 4 項) 及び健康診断の結果の記録 (規則第 22 条第 2 項第 1 号)

の内容を参考にする。

- 排水設備における浄化方法（上記（２）③イ b i .）について
 - ・ 浄化方法には、貯留法、希釈法、イオン交換法、集積沈殿法及びろ過法等の種々の方法がある。現場の巡視及び関係者への聴取等により、具体的にどのような方法がとられているのかを把握する。
 - ・ 汚染の広がりを防止するための措置については、放射線障害予防規程又はその下部規程等において放射性同位元素等の除去を行う際に用意すべき器具・保護具等が定められている場合は、その内容を確認し、現場の巡視及び関係者への聴取により、その配備状況と実施状況を確認する。
- 保管廃棄設備における保管廃棄（上記（２）③イ b ii .）について
 - ・ 第２章Ⅱ．（２）②３）チ（保管廃棄設備）の施設基準適合に係る検査と併せてこの行為基準の遵守状況を確認する。
 - ・ 廃棄に係る帳簿の記録（規則第２４条第１項第１号ル～ワ及び第３号ト）を参考にするほか、現場の巡視又は関係者への聴取により、保管廃棄の状況を確認する。
 - ・ 放射線障害予防規程又はその下部規程等の内容の確認、現場の巡視又は関係者への聴取等により、保管廃棄及び汚染の広がりを防止するための手順及び管理状況を確認する。
 - ・ 現場の巡視又は関係者への聴取等により、保管廃棄設備における保管廃棄と放射化物保管設備における保管が明確に区別されているかどうかにも留意する。
- 焼却炉において焼却する方法による廃棄（上記（２）③イ b iii .）について
 - ・ 第２章Ⅱ．（２）②３）へ（焼却炉）の施設基準適合に係る検査と併せてこの行為基準の遵守状況を確認する。
 - ・ 廃棄に係る帳簿の記録（規則第２４条第１項第１号ル～ワ及び第３号ト）を参考にするほか、現場の巡視又は関係者への聴取により、焼却炉の状況を確認する。
 - ・ 焼却後の残渣の搬出作業が廃棄作業室において行われているかについては、放射線障害予防規程又はその下部規程等に焼却炉の操作手順及び管理体制について記載がある場合はその内容を確認するほか、現場の巡視又は関係者への聴取等により、その実施状況を確認する。
 - ・ 焼却による廃棄が、申請書の「焼却物の種類」及び「焼却の

方法」の欄に記載された内容に合致するものとなっているかにも留意する。

- 固型化処理設備において固型化する方法による廃棄（上記（２）③イ b iv.）について
 - ・ 第２章Ⅱ.（２）②３）ト（固型化処理設備）の施設基準適合に係る検査と併せてこの行為基準の遵守状況を確認する。
 - ・ 廃棄に係る帳簿の記録（規則第２４条第１項第１号ル～ワ及び第３号ト）を参考にするほか、現場の巡視又は関係者への聴取により、固型化処理設備における固型化作業の状況を確認する。
 - ・ 固型化の作業が廃棄作業室において行われているかについては、放射線障害予防規程又はその下部規程等に固型化処理設備の操作手順及び管理体制について記載がある場合はその内容を確認するほか、現場の巡視又は関係者への聴取等により、その実施状況を確認する。
- （固体状の放射性同位元素等の廃棄について）
- 焼却炉において焼却して廃棄すること（上記（２）③イ c i.）について
 - ・ 第２章Ⅱ.（２）②３）へ（焼却炉）の施設基準適合に係る検査と併せてこの行為基準の遵守状況を確認する。
 - ・ 廃棄に係る帳簿の記録（規則第２４条第１項第１号ル～ワ及び第３号ト）を参考にするほか、現場の巡視又は関係者への聴取により、焼却炉における焼却の状況を確認する。
 - ・ 焼却後の残渣の搬出作業が廃棄作業室において行われているかについては、放射線障害予防規程又はその下部規程等に焼却炉の操作手順及び管理体制について記載がある場合は、その内容を確認するほか、現場の巡視又は関係者への聴取等により、その実施状況を確認する。
 - ・ 焼却による廃棄が、申請書の「焼却物の種類」及び「焼却の方法」の欄に記載された内容と合致するものとなっているかにも留意する。
- 容器に封入し、又は固型化処理設備において固型化して保管廃棄設備において保管廃棄すること（上記（２）③イ c ii.）について
 - ・ 第２章Ⅱ.（２）②３）ト（固型化処理設備）及びチ（保管廃棄設備）の施設基準適合に係る検査と併せてこの行為基準

- の遵守状況を確認する。
- ・ 廃棄に係る帳簿の記録（規則第24条第1項第1号ル～ワ及び第3号ト）を参考にするほか、現場の巡視又は関係者への聴取により、固型化処理設備における固型化作業の状況を確認する。
 - ・ 固型化する作業が廃棄作業室で行われているかについては、放射線障害予防規程又はその下部規程等に固型化処理設備の操作手順及び管理体制について記載がある場合は、その内容の確認をするほか、現場の巡視又は関係者への聴取等により、その実施状況を確認する。
- 大型機械等の放射化物の汚染の広がりを防止するための特別の措置（上記（2）③イ ciii.）について
 - ・ 第2章Ⅱ.（2）②3）チ（保管廃棄設備）の施設基準適合に係る検査と併せてこの行為基準の遵守状況を確認する。
 - ・ 廃棄に係る帳簿の記録（規則第24条第1項第1号ル～ワ及び第3号ト）の内容を確認する。
 - ・ 放射線障害予防規程又はその下部規程等に「特別の措置」に係る手順について記載がある場合は、その内容を確認するほか、その手順に従って実施されていることを確認する。
 - ・ 現場の巡視又は関係者への聴取等により、「特別の措置」としてどのような措置を講じているかを確認し、保管廃棄設備において保管廃棄していることを確認する。
 - 陽電子断層撮影用放射性同位元素等の保管廃棄（上記（2）③イ civ.）について
 - ・ 現場の巡視又は関係者への聴取により、陽電子断層撮影用放射性同位元素等以外の物の混入・付着を防ぐための封及び表示が行われていることを確認する。
 - ・ 廃棄に係る帳簿の記録（規則第24条第1項第1号ル～ワ）の内容を確認する。
 - ・ 放射線障害予防規程又はその下部規程等に、陽電子断層撮影用放射性同位元素等にこれ以外の物が混入・付着することを防止し、7日間を超えるまで管理区域内で保管廃棄するための具体的方法及び手順が定められていることを確認し、関係者への聴取等により、確認した方法及び手続に反する保管廃棄が行われていないことを確認する。
 - 使用の基準の準用（上記（2）③イ d）について

- ・ 使用の基準である規則第15条第1項第3号、第4号～第10号、第11号及び第12号の準用については、上記1)ハ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ワ及びカと同様である。
- ロ (2) ③ロ (許可廃棄業者の詰替えに係る事業所等内廃棄) について
- 廃棄物詰替施設の場所は、第2章Ⅱ.(2)②4)の廃棄物詰替施設の施設基準適合義務の遵守状況を検査する過程において把握する。
 - 廃棄に係る帳簿の記録(規則第24条第1項第3号ト)の確認、関係者への聴取及び現場の巡視等により、廃棄物詰替施設以外の場所で詰替えが行われていないことを確認する。
 - 密封された放射性同位元素等の密封された状態での詰替えについては、放射線障害予防規程又はその下部規程等に詰替えの手順について記載がある場合はその内容を確認するほか、現場の巡視又は関係者への聴取により詰替えの実態を把握する。
 - 開封、破損、漏えい及び散逸等がないことの確認については、測定記録(規則第20条第4項)が参考になる場合もある。
 - 注意事項の掲示の確認は、上記1)ワと同様である。
 - 使用の基準である規則第15条第1項第1号の2、第3号及び第4号～第10号及び第12号の準用については、上記1)イ、ハ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びカと同様である。
- ハ (2) ③ハ (届出使用者の事業所等内廃棄) について
- 一定の区画された廃棄の場所における廃棄等(上記(2)③ハa)について
 - ・ 廃棄に係る帳簿の記録(規則第24条第1項第1号ル～ワ)、現場の巡視及び関係者への聴取等を行い確認する。
 - 標識の設置(上記(2)③ハb)について
 - ・ 現場を巡視し、標識の付けられた位置が、届出の記載と一致することを確認する。
 - 使用の基準の準用(上記(2)③ハc)について
 - ・ 使用の基準である規則第15条第1項第3号、第10号、第11号及び第12号の準用については、上記1)ハ、リ、ワ及びカと同様である。
- ニ (2) ③ニ (許可使用者及び許可廃棄業者の事業所等外廃棄) について
- 上記(2)③ニa及びb(保管廃棄の委託及び廃棄の委託)につ

いて

- ・ 廃棄に係る帳簿の記録（規則第 24 条第 1 項第 1 号ル～ワ及び第 3 号ト）の確認、現場の巡視及び関係者への聴取等により、許可使用者への保管廃棄の委託又は許可廃棄業者への廃棄の委託が行われたことを確認する。
 - ・ 放射性汚染物の廃棄をする場合に、保管廃棄の委託を受けた許可使用者の許可証に、放射性汚染物に含まれる放射性同位元素の種類が記載されていることを確認する。その確認の際には、検査対象者から保管廃棄の委託を受けた許可使用者の許可証に、廃棄する放射性汚染物に含まれる放射性同位元素の種類が記載されていることをどのようにして把握したのかを関係者に聴取する。
- 上記（2）③ニ c 及び d（実効線量限度及び等価線量限度の遵守）について
- ・ 放射線業務従事者の線量については、上記 1）ハと同様である。
 - ・ 放射線業務従事者に該当しない管理区域に一時的に立ち入る者については、外部被ばくによる実効線量又は内部被ばくによる実効線量が 100 μ Sv を超えるおそれのない場合には線量の測定が求められていない（規則第 20 条第 2 項第 1 号ホ及び第 2 号）。そのため、必ずしも測定の記録があるとは限らないが、記録がある場合は、その記録を参考にするものとする。
 - ・ 放射線業務従事者に該当しない管理区域に一時的に立ち入る者について、外部被ばくによる実効線量又は内部被ばくによる実効線量が 100 μ Sv を超えるおそれがないと判断する基準の考え方について、放射線障害予防規程又はその下部規程等に記載がある場合はその内容を確認するほか、必要に応じて、関係者への聴取により確認する。
- ホ （2）③ホ（届出販売業者又は届出賃貸業者の廃棄）及びへ（表示付認証機器等を廃棄しようとする者の廃棄）について
- 届出販売業者又は届出賃貸業者が行う放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄の委託については、廃棄の委託に係る帳簿の記録（規則第 24 条第 1 項第 2 号へ及びト）の確認、現場の巡視又は関係者への聴取により、許可届出使用者又は許可廃棄業者に廃棄を委託していることを確認する。

- 表示付認証機器等を廃棄しようとする者（許可届出使用者又は許可廃棄業者であるものを除く。）が行う廃棄の委託については、記帳義務のある届出販売業者又は届出賃貸業者に対しては、廃棄の委託に係る帳簿の記録（規則第24条第1項第2号へ及びト）を確認し、それ以外の者については、自主的に記録をしている場合は当該記録を確認するほか、現場の巡視又は関係者への聴取により、許可届出使用者又は許可廃棄業者に廃棄を委託していることを確認する。

第2節 運搬の基準等を遵守する義務

I. 運搬の基準等に係る法令の規定

1. 運搬の基準等を遵守する義務等（法第17条及び法第18条）

(1) 工場又は事業所において運搬する場合

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物（以下本節において「放射性同位元素等」という。）を工場又は事業所（許可届出使用者にあつては使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設を設置した工場又は事業所、許可廃棄業者にあつては廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設を設置した廃棄事業所をいう。以下本節において「事業所等」という。）において運搬する場合には、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（以下本節において「内運搬に係る技術上の基準」という。）に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じる義務を負う（法第17条第1項）。

許可届出使用者及び許可廃棄業者による事業所等における放射性同位元素等の運搬（以下本節において「事業所等内運搬」という。）に関する措置が、内運搬に係る技術上の基準に適合していないと認められる場合には、原子力規制委員会は、放射線障害の防止に必要な措置等を命ずることができる（法第17条第2項）。

(2) 工場又は事業所の外において運搬する場合

許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下本節において「許可届出使用者等」という。）は、放射性同位元素等を事業所等の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。以下本節において同じ¹。以下本節において「事業所等外運搬」という。）には、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両²による運搬については、運搬する物についての措置のみ³。以下本節において「外運搬に係る技術上の基準」という。）に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じる義務を負う（法第18条第1項）。

¹ 放射性同位元素等を事業所等の外において、船舶で運搬する場合には、船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく規制、また、航空機で運搬する場合には、航空法（昭和27年法律第231号）に基づく規制を受ける。

² 軽車両とは道路運送車両法（昭和26年法律第185号）において「馬車、牛車、馬そり、荷車、人力車、三輪自転車（側車付の二輪自転車を含む。）及びリヤカーをいう」としている。

³ 鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置のうち、運搬する物についての措置以外のものは、国土交通省令で定める技術上の基準に従って放射線障害防止のために必要な措置を講じる義務を負う。

また、許可届出使用者等は、下記2. に示すBM型輸送物及びBU型輸送物による運搬において、その運搬に関する措置が外運搬に係る技術上の基準に適合することについて、原子力規制委員会（法第18条第3項の承認（いわゆる容器承認）を受けた容器を用いて運搬するものについては、原子力規制委員会の登録を受けた者）の確認（以下「運搬物確認」という。）を受けなければならない⁴（法第18条第2項）。

許可届出使用者等による事業所等外運搬に関する措置が、外運搬に係る技術上の基準に適合していないと認められる場合には、原子力規制委員会は、放射線障害の防止に必要な措置等を命ずることができる（法第18条第4項）。

2. 遵守すべき運搬に係る技術上の基準等

(1) 放射性同位元素等の運搬に関する規制体系

放射性同位元素等の運搬は、運搬を行う場所及び運搬方法により、運搬する物についての措置及び運搬方法についての措置に関する適用法令が異なる。このうち、原子力規制委員会規則は、内運搬に係る技術上の基準（下表破線囲み部分）及び外運搬に係る技術上の基準（下表太線囲み部分）（以下本節において「技術基準」という。）を定めている。

運搬を行う場所	運搬方法	運搬する物についての措置	運搬方法についての措置
事業所等の内 (事業所等内運搬)	—	原子力規制委員会規則	原子力規制委員会規則
事業所等の外 (事業所等外運搬)	車両運搬 ^{※1}	原子力規制委員会規則	国土交通省令
	簡易運搬 ^{※2}	原子力規制委員会規則	原子力規制委員会規則

※1：事業所等の外における鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬をいう。

※2：事業所等の外における船舶、航空機及び車両による運搬以外の運搬をいい、人が徒歩により運搬することなどが該当する。

(2) 内運搬に係る技術上の基準

内運搬に係る技術上の基準は、別記1の表（左欄）のとおり定められ

⁴ このほか、その運搬に関する措置が法第18条第1項の技術上の基準に適合することについて、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置（運搬する物についての措置を除く。）にあつては国土交通大臣（当該措置のうち国土交通省令で定めるものにあつては、国土交通大臣の登録を受けた者）の確認（運搬方法確認）を受けなければならない。

ている（規則第18条第1項）。そのうち、放射性同位元素等を放射線施設に係る管理区域内において運搬する場合には、規則第18条第1項第1号から第3号まで及び第6号から第9号までの内運搬に係る技術上の基準の規定は適用されず（規則第18条第3項）、放射性同位元素等を使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設内で運搬する場合その他運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害のおそれのない場合には、内運搬に係る技術上の基準の全ての規定が適用されない（規則第18条第4項）としている。

また、許可届出使用者又は許可廃棄業者は、運搬する物について下記（3）に示す規則第18条の3から第18条の13までの規定に、運搬方法について放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第3条から第18条までの規定に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じた場合には、規則第18条第1項の規定にかかわらず、運搬物を事業所等の区域内において運搬することができる（規則第18条第5項）。

（3）外運搬に係る技術上の基準

外運搬に係る技術上の基準は、運搬方法や運搬する放射性輸送物（放射性同位元素等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下本節において同じ。）の種類等に応じ、以下のとおり定められている。

① 車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準（規則第18条の2）

車両運搬により運搬する物に係る外運搬に係る技術上の基準は、規則第18条の3から規則第18条の12までに定められている。

イ 放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬（規則第18条の3）

放射性同位元素等は、下表に示す放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ掲げる種類の放射性輸送物として運搬しなければならない（規則第18条の3第1項第1号から第3号）。

放射性同位元素等の区分 (規則第18条の3第1項)	放射性輸送物の種類
一 危険性が極めて少ない放射性同位元素等として「放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第7号。以下本節において「外運搬告示」という。）」第2条に規定されているもの	L型輸送物

二 外運搬告示第3条に規定する放射性同位元素等の量（特別形放射性同位元素等※：A ₁ 値、特別形放射性同位元素等以外のもの：A ₂ 値）を超えない量の放射能を有する放射性同位元素等（第一号に掲げるものを除く。）	A型輸送物
三 前号で定める量を超える量の放射能を有する放射性同位元素等（第一号に掲げるものを除く。）	BM型輸送物又は BU型輸送物

※：特別形放射性同位元素等とは、容易に散逸しない固体状の放射性同位元素等又は放射性同位元素等を密封したカプセル（以下本節において「カプセル等」という。）であって、当該カプセル等の設計が外運搬告示第2条第1項第1号の表上欄イ及びロに規定する基準に適合していると原子力規制委員会が認めるもの又は外国の法令上これと同様に扱われているものをいう。
放射能の量としては、A₁値（外運搬告示別表第1から別表第4まで及び別表第6の第1欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第2欄に掲げる数量（別表第2の第2欄に掲げる数量にあつては、当該数量のうち原子力規制委員会が適当と認める数量。）を用いる。

上記にかかわらず、放射能濃度が低い放射性同位元素等であって危険性が少ないものとして原子力規制委員会の定めるもの（以下本節において「低比放射性同位元素」という。）及び放射性同位元素によって表面が汚染された物であって危険性が少ないものとして原子力規制委員会の定めるもの（以下本節において「表面汚染物」という。）は、原子力規制委員会の定める区分に応じ、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として運搬することができる（規則第18条の3第2項）。

上記のL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、それぞれ規則第18条の4から第18条の10までに規定する基準⁵に適合するものでなければならない（規則第18条の3第3項）。

⁵ L型輸送物に係る技術上の基準（規則第18条の4）
A型輸送物に係る技術上の基準（規則第18条の5）
BM型輸送物に係る技術上の基準（規則第18条の6）
BU型輸送物に係る技術上の基準（規則第18条の7）
IP-1型輸送物に係る技術上の基準（規則第18条の8）
IP-2型輸送物に係る技術上の基準（規則第18条の9）
IP-3型輸送物に係る技術上の基準（規則第18条の10）

これらの基準を一覧としてまとめたものを別記2（左欄）に、また、別記2においてA型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物に係る原子力規制委員会が定める試験条件を別記3に示す。

- ロ 放射性輸送物としないで運搬できる低比放射性同位元素及び表面汚染物の運搬（規則第18条の11）

規則第18条の11に掲げる低比放射性同位元素及び表面汚染物は、規則第18条の3の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項に定める放射性輸送物としないで運搬することができる。

- ハ 特別措置による運搬（規則第18条の12）

規則第18条の3又は規則第18条の11の規定に従って運搬することが著しく困難な場合であって、安全な運搬を確保するために必要な措置を採り、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の原子力規制委員会の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、当該運搬する物の一センチメートル線量当量率の最大値は、表面において十ミリシーベルト毎時を超えてはならない。

- ② 簡易運搬に係る技術上の基準（規則第18条の13）

簡易運搬時の外運搬に係る技術上の基準は、規則第18条の3から第18条の12までに定めるもののほか、規則第18条の13に定めるところとしている。規則第18条の13に定める技術上の基準についての説明は省略する。

- （4）許可取消使用者等の技術基準

許可取消使用者等は、廃止措置を完了するまでの間は、法第28条第7項の規定により、法第17条（運搬の基準）及び法第18条（運搬に関する確認等）を遵守しなくてはならない。

- （5）表示付認証機器又は表示付特定認証機器の運搬に係る特例

許可届出使用者等が表示付認証機器又は表示付特定認証機器（以下本節において「表示付認証機器等」という。）を当該表示付認証機器等に係る認証条件に従った運搬を行う場合において、事業所等における運搬については、法第17条の規定（内運搬に係る技術上の基準に従って措置を講じる義務）は適用されないとしている（法第25条の2第1項）。

また、事業所等の外における車両運搬については、法第18条第1項

の運搬する物に関する規定（外運搬に係る技術上の基準に従って、運搬する物についての措置を講じる義務）は適用されないとされ（法第25条の2第2項）ており、国土交通省令の適用のみを受ける。なお、表示付認証機器使用者を含む許可届出使用者等以外の者が、表示付認証機器等を当該表示付認証機器等に係る認証条件に従った事業所等における運搬及び事業所等の外における車両運搬を行う場合についても上記と同様としている（法第25条の2第1項及び第3項）。

3. 運搬に係る事項等を放射線障害予防規程に定め、届け出る義務（法第21条第1項及び規則第21条第1項第5号）

許可届出使用者、届出販売業者（表示付認証機器等のみを販売する者を除く。）、届出賃貸業者（表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。）及び許可廃棄業者に対しては、放射性同位元素等の運搬に関する事項等を放射線障害予防規程に定め、届け出る義務が課されている。

II. 技術基準の遵守状況等に係る立入検査対象事項及び検査手法

許可届出使用者等が、放射性同位元素等の運搬において、技術基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じていること及び運搬作業者の被ばく管理等が適切に行われていることを確認するため、その検査対象事項及び検査手法を下記1. から3. までに示す。

1. 内運搬に係る技術上の基準の遵守状況等の確認に係る検査事項

(1) 事業所等内運搬に係る組織体制が構築されていること

- ① 事業所等内運搬に係る責任者及び組織体制が放射線障害予防規程又はその下部規程等に定められていること。
- ② 放射線障害予防規程又はその下部規程等に定めた事業所等内運搬に係る責任者及び組織体制が、放射線障害予防規程等に定められたとおり、実際に確保されていること。

【検査における主な視点等の例】

事業所等内運搬の実施状況等を聴取し、その実態等に即した組織体制が確保され、また、責任者が明らかにされていることを確認する。

(2) 事業所等内運搬を、内運搬に係る技術上の基準に適合して行っていること

- ① 事業所等内運搬を行うために必要な事業所内の手続及び手順が放射線障害予防規程又はその下部規程等に定められていること。
- ② 放射線障害予防規程又はその下部規程等に定めた事業所等内運搬

に係る事業所等内の手続が取られていること。

- ③ 放射線障害予防規程又はその下部規程等に定めた事業所等内運搬の手順に従い、内運搬に係る技術上の基準に適合した運搬が行われていること。

【検査における主な視点等の例】

事業所等内における手続は、事業所等内運搬を組織的に管理するため、立案、計画、承認、実施、報告、確認等の運搬に係る一連の段階について制定するものであり、それらの手続を通じた管理の状況を確認する。その際、必要に応じて、当該事業所等内における手続に基づき作成される業務連絡書、運搬計画書、運搬指示・承認書、運搬報告書等の関係書類を確認する。

事業所等内運搬の手順は、上記の手続と相まって運搬を行う際に必要な事業所等における手順及び内運搬に係る技術上の基準に適合した運搬とするために必要な手順であり、それらが組織的に定められていることを確認するとともに、事業所等内運搬が内運搬に係る技術上の基準に従って行われていることを確認する。その際、必要に応じて、定められた手順に基づき実施される、チェックリストの運用、発送前の点検、解析による評価等の実施結果に係る記録や運搬に係る帳簿の記録等の関係書類を確認する。

上記のほか、運搬の状況等を実地に確認する場合を含め、検査対象事項及び検査における主な視点等については、別記1に示す。

2. 外運搬に係る技術上の基準の遵守状況等の確認に係る検査事項

(1) 事業所等外運搬に係る作業工程とその分担の状況

事業所等外運搬は、車両により行われることが一般的であるが、その一連の作業工程は下記①から⑤までに示す作業工程に分類される。

- ① 放射性同位元素等を容器に収納し、又は包装する等の外運搬に係る技術上の基準に適合するための措置
- ② 放射性輸送物の車両への積込み
- ③ 放射性輸送物の運搬
- ④ 車両からの放射性輸送物の取卸し
- ⑤ 放射性輸送物の受取り及び放射性同位元素等の取出し

運搬に係る実務においては、運搬に係る一連の作業工程について複数の者が関与する場合も多く認められる。

このため、事業所等外運搬について検査対象の許可届出使用者等が負うべき責務を確認し、その責務に対応する事項について検査を実施するものとする。

なお、上記の②から④までに示す作業工程は、「I. 2. (1) 放射性同位元素等の運搬に関する規制体系」において示す「運搬方法についての措置」に該当するものであり、それらは国土交通省令により規制を受けるものであるため、原子力規制委員会が行う立入検査における検査対象ではないことに留意する。

運搬の実務における代表的な作業分担等の例を次表に示す。ただし、次表は例示であって、表に示す作業分担に従って運搬を行うべきことを求めるものではなく、実際の運搬に関与する者に係る作業分担に従って、その責任範囲が定まるものである。

表：事業所等外運搬の実務における代表的な作業分担等の例

事例	荷送人	運搬する物についての措置の実務	事業所等における運搬作業の被ばく等の管理	運搬に従事する者	荷受人	事業所等における運搬作業の被ばく等の管理
届出販売（賃貸）業者が許可届出使用者に放射性同位元素を販売（賃貸）する場合	届出販売（賃貸）業者	荷送人から運搬のための措置の委託を受けた許可届出使用者	荷送人から運搬のための措置の委託を受けた許可届出使用者	運搬の委託を受けた者 （荷送人又は荷受人自身が運搬に従事する者となる場合も想定される）	譲受（賃貸）する許可届出使用者	譲受（賃貸）する許可届出使用者
許可届出使用者が許可廃棄業者に放射性同位元素等の引取り（廃棄）を依頼する場合	許可廃棄業者 （許可廃棄業者が回収する）	許可届出使用者	許可届出使用者		許可廃棄業者	許可廃棄業者
許可届出使用者間において放射性同位元素を譲渡・譲受する場合	譲渡する又は譲受する許可届出使用者 （両者の取決めによる）	譲渡する又は譲受する許可届出使用者 （両者の取決めによる）	譲渡する許可届出使用者		譲受する許可届出使用者	譲受する許可届出使用者
許可届出使用者が届出販売（賃貸）業者に放射性同位元素を返却する場合	届出販売（賃貸）業者 （届出販売（賃貸）業者が回収する）	許可届出使用者又は届出販売（賃貸）業者 （両者の取決めによる）	許可届出使用者		荷送人から保管の委託を受けた許可届出使用者	荷送人から保管の委託を受けた許可届出使用者
許可届出使用者が届出販売（賃貸）業者に放射性同位元素を返却する場合（国外に直送）	届出販売（賃貸）業者 （届出販売（賃貸）業者が回収する）	許可届出使用者又は届出販売（賃貸）業者 （両者の取決めによる）	許可届出使用者		届出販売（賃貸）業者	— （国外に送るため事業所等における作業はない）
許可使用者が法第10条第6項に基づく使用場所の一時的变化をする場合	許可使用者	許可使用者	許可使用者		許可使用者	許可使用者

(2) 事業所等外運搬に係る組織体制があること

① 荷送人となる許可届出使用者等に対する検査事項

- イ 事業所等外運搬に係る荷送人としての責任者及び組織体制が放射線障害予防規程又はその下部規程等に定められていること。
- ロ 放射線障害予防規程又はその下部規程等に定めた事業所等外運搬に係る荷送人としての責任者及び組織体制が、放射線障害予防規程等に定められたとおり、実際に確保されていること。

【検査における主な視点等の例】

事業所等外運搬の実施状況等を聴取し、その実態等に即した組織体制が確保され、また、責任者が明らかにされていることを確認する。

② 荷受人となる許可届出使用者又は許可廃棄業者に対する検査事項

- イ 運搬された放射性同位元素等の受取りに係る責任者及び組織体制が放射線障害予防規程又はその下部規程等に定められていること。
- ロ 放射線障害予防規程又はその下部規程等に定めた運搬された放射性同位元素等の受取りに係る責任者及び組織体制が、放射線障害予防規程等に定められたとおり、実際に確保されていること。

【検査における主な視点等の例】

荷受した放射性同位元素等を貯蔵施設（許可廃棄業者にあつては、廃棄物貯蔵施設）に受け入れるまでの取扱い状況等を聴取し、その実態に即した組織体制が確保され、また、責任者が明らかにされていることを確認する。

③ 事業所等における運搬作業員の被ばく等の管理を行う許可届出使用者又は許可廃棄業者に対する検査事項

- イ 事業所等における運搬作業員の被ばく等の管理に係る責任者及び組織体制が放射線障害予防規程又はその下部規程等に定められていること。
- ロ 放射線障害予防規程又はその下部規程等に定めた事業所等における運搬作業員の被ばく等の管理に係る責任者及び組織体制が、放射線障害予防規程等に定められたとおり、実際に確保されていること。

【検査における主な視点等の例】

荷送人、荷受人又は荷送人から措置の委託を受けた者の事業所等において、運搬に係る作業がある場合には、当該許可届出使用者又は許可廃棄業者は、運搬に係る放射性同位元素等の取扱いや管理区域への立入りの有無等の状況に応じて、その者について測定（法第20条）、教育訓練（法第22条）及び健康診断（法第23条）の規定に基づき適切な管理を行わなければならない義務を有しており、それらの管理に係る責任者及び組織体制が確保されていることを確認する。

なお、この責任者及び組織体制については、運搬に係る作業者が許可届出使用者又は許可廃棄業者における放射線業務従事者等である場合、又はこれと同様の管理が行われる場合にあっては、必ずしも運搬作業者に特化したものである必要はない。

（3）外運搬に係る技術上の基準に適合した事業所等外運搬を行っていること

① 荷送人となる許可届出使用者等に対する検査事項

- イ 事業所等外運搬を行うために必要な事業所等内の手続及び手順が放射線障害予防規程又はその下部規程等に定められていること。
- ロ 放射線障害予防規程又はその下部規程等に定めた事業所等外運搬に係る事業所等内の手続が取られていること。
- ハ 放射線障害予防規程又はその下部規程等に定めた事業所等外運搬の手順に従い、外運搬に係る技術上の基準に適合した運搬が行われていること。

【検査における主な視点等の例】

事業所等内における手続は、事業所等外運搬を荷送人として組織的に管理するため、受注、計画、承認、実施、報告、確認等、運搬に係る一連の段階について制定するものであり、それらの手続を通じた管理の状況を確認する。また、必要に応じて、事業所等内における手続に基づき作成される受注書、業務連絡書、運搬計画書、運搬指示・承認書、運搬報告書等の関係書類を確認するほか、荷受人が運搬に係る放射性同位元素を所持することにつき、所要の許可を有し又は届出を行った者であることを確認するための方法（それらの確認の結果を含む）を確認する。

運搬する物についての措置を他の許可届出使用者又は許可廃棄業者に委託する荷送人にとっては、当該委託先及び委託先における措置を管理するための手続が定められていることを確認する。

事業所等外運搬の手順は、上記の手続と相まって運搬を行う際に必要な事業所等における手順及び外運搬に係る技術上の基準に適合した運搬とするために必要な手順であり、それらが荷送人として組織的に定められていることを確認するとともに、事業所等外運搬が外運搬に係る技術上の基準に従って行われていることを確認する。また、必要に応じて、定められた手順に基づき実施される、チェックリストの運用、発送前の点検、解析による評価等の実施結果に係る記録や運搬に係る帳簿の記録等の関係書類を確認する。

運搬する物についての措置を他の許可届出使用者又は許可廃棄業者に委託する荷送人にとっては、委託先における措置を適切に掌理し、荷送人としての責務を果たしていることを確認する。

放射性廃棄物等を搬出する場合には、依頼元の許可届出使用者が運搬する物についての措置を実施したものを許可廃棄業者が集荷し、その集荷場所より許可廃棄業者が荷送人となることが一般的であるから、許可廃棄業者にとっては、当該依頼元の許可届出使用者が実施した措置を確認するための手順等を定め、その手順等に基づき確認が行われていることを確認する。

上記のほか、運搬の状況等を実地に確認する場合を含め、検査対象事項及び検査における主な視点等については、別記2に示す。

- ② 荷受人となる許可届出使用者又は許可廃棄業者に対する検査事項
 - イ 運搬された放射性同位元素等の受取り及び荷受した放射性同位元素等を貯蔵施設（許可廃棄業者にとっては、廃棄物貯蔵施設）に受け入れるまでの取扱いについて必要な事業所等内の手続及び手順が放射線障害予防規程又はその下部規程等に定められていること。
 - ロ 事業所等外運搬が、荷受人による運搬された放射性同位元素等の受取り及び荷受した放射性同位元素等を貯蔵施設（許可廃棄業者にとっては、廃棄物貯蔵施設）に受け入れるまでの取

扱いついて、放射線障害予防規程又はその下部規程等に定められた必要な事業所等内の手続及び手順に従って完了していること。

【検査における主な視点等の例】

荷受人は、運搬された放射性輸送物を収受する者であるが、その収受に際しては、運搬が外運搬に係る技術上の基準に従って行われていることについて確認していることを確認する。

収受する放射性同位元素等については、その核種及び数量を確認したうえで、定められた事業所等内の手続及び手順に従って受入れを行っていることを確認する。なお、荷受人についても運搬に関する記録の記帳義務があることから、必要に応じ運搬の記録を確認する。

3. 検査手法

(1) 内運搬に係る技術上の基準の遵守状況等の確認に係る検査手法

① 事業所等内運搬に係る組織体制があることの確認

上記1.(1)に示す検査事項について、事業所等内運搬の実施状況等を関係者より聴取し、それらの実施状況等と放射線障害予防規程又はその下部規程等に定められている内容と対比して確認する。

② 内運搬に係る技術上の基準に適合した事業所等内運搬を行っていることの確認

上記1.(2)に示す検査事項について、事業所等内運搬の実施状況等を関係者より聴取し、それらの実施状況等と放射線障害予防規程又はその下部規程等に定められている内容を対比して確認する。また、必要に応じ、放射線障害予防規程又はその下部規程等の履行状況について、関係書類を照査するほか、現場の巡視をすることにより確認する。

上記のほか、内運搬に係る技術上の基準への適合性を確認するための方法等については、別記1に示す。

(2) 外運搬に係る技術上の基準の遵守状況等の確認に係る検査手法

① 事業所等外運搬に係る作業工程とその分担状況の確認

上記2.(1)に基づき、事業所等外運搬の実施状況等を関係者より聴取し、検査の対象とする許可届出使用者等が負うべき運搬に係る責務を確認する。

- ② 事業所等外運搬に係る組織体制があることの確認
上記（２）①の確認結果を踏まえ、上記２．（２）に示す検査事項について、上記（１）①と同様の手法により確認する。
- ③ 外運搬に係る技術上の基準に適合した事業所等外運搬を行っていることの確認
上記（２）①及び②の確認結果を踏まえ、上記２．（３）に示す検査事項について、上記（１）②と同様の手法により確認する。
上記のほか、外運搬に係る技術上の基準への適合性を確認するための方法等については、別記２に示す。

第４章・第５章（略）

別記 1. 内運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例

内運搬に係る技術上の基準 (規則第 18 条第 1 項)	基準への適合性確認のための方法例	
	記録等により確認する場合	実地に確認する場合
<p>放射性同位元素等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない(第 1 号)。</p> <p>イ 放射性汚染物(当該物に含まれる放射性同位元素の濃度が 1g 当たり外運搬告示第 2 条第 1 号に定める A_2 値の 1 万分の 1 を超えないものに限る。)であって、次の放射線障害の防止のための措置を講じたものを運搬する場合</p> <p>一 通常の運搬状態で、放射性同位元素(放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。)が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。</p> <p>二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。</p> <p>三 外接する直方体の各辺が 10cm 以上となるようにすること。</p> <p>ロ 放射性汚染物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合</p>	<p>Ⅱ. 1. に示す検査事項及びⅡ. 3. (1) に示す検査手法に基づき確認する。</p> <p>(容器に封入しないで運搬する場合)</p> <p>放射性汚染物が A_2 値の 1 万分の 1 を超えないものであることの管理状況等。</p> <p>飛散、漏えい、雨水浸透の防止等、放射性汚染物に対する措置についての検討及び評価結果等。</p> <p>放射性汚染物の外形寸法の管理状況等。</p> <p>(容器に封入しないで運搬する場合)</p> <p>「放射性同位元素等の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(昭和 56 年科学技術庁告示第 10 号。以下「内運搬告示」という。)第 3 条に規定する承認の取得及びその承認を受けた内容の履行状況等</p>	<p>放射性同位元素等を容器に封入していることを目視等により確認する。</p> <p>放射性同位元素等を容器に封入しないものについては、以下のイ及びロの要件に適合していることを目視等により確認する。</p> <p>放射性汚染物の外観を目視等により確認する。</p> <p>現場において録取されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、関係者より説明を聴取して確認する。</p> <p>また、必要に応じ、放射性汚染物の外形寸法を測定する。</p> <p>放射性汚染物に係る措置が、左記承認を取得したとおりであることを目視等により確認する。</p>
<p>前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること(第 2 号)。</p> <p>イ 外接する直方体の各辺が 10cm 以上であること。</p> <p>ロ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。</p> <p>ハ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生ずるおそれがないこと。</p>	<p>Ⅱ. 1. に示す検査事項及びⅡ. 3. (1) に示す検査手法に基づき確認する。</p> <p>容器の外形寸法の管理状況等。</p> <p>容器の材料、構造等に係る評価(試験を実施するものにあつては、それを含む)とその結果等。</p> <p>容器の材料、構造等に係る評価(試験を実施するものにあつては、それを含む)とその結果等。</p>	<p>容器の外観及び取扱状況を目視等により確認する。</p> <p>必要に応じ、容器の外形寸法を測定する。</p> <p>必要に応じ、運搬経路及び運搬の状況を実地に確認する。</p>
<p>放射性同位元素等を封入した容器(第 1 号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する放射性汚染物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該放射性汚染物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載</p>	<p>Ⅱ. 1. に示す検査事項及びⅡ. 3. (1) に示す検査手法に基づき確認する。</p> <p>運搬物又は車両等の表面及び表面から 1m 離れた位置における線量当量</p>	<p>現場における運搬物及び車両等に係る線量及び放射性同位元素の密度が規定値を超えていないことの管理状況等を確認する。</p>

<p>し又は収納した車両その他の放射性同位元素等を運搬する機械又は器具（以下この条において「車両等」という。）の表面及び表面から 1m 離れた位置における 1cm 線量当量率がそれぞれ次に掲げる値を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の十分の一（α 線を放出する放射性同位元素:0.4Bq/cm²、α 線を放出しない放射性同位元素:4Bq/cm²）を超えないようにすること（第 3 号）。</p> <p>一 運搬物の表面における線量当量率については、2mSv/h</p> <p>二 運搬物の表面から 1m 離れた位置における線量当量率については、100 μ Sv/h</p> <p>三 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）における線量当量率については、2mSv/h</p> <p>四 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から 1m 離れた位置における線量当量率については、100 μ Sv/h</p> <p>五 コンテナ*の表面における線量当量率については、2mSv/h</p> <p>六 コンテナ*の表面から 1m 離れた位置における線量当量率については、100 μ Sv/h</p>	<p>率並びに運搬物の表面の放射性同位元素の密度が規定値を超えていないこととの管理状況等。</p>	<p>現場において録取されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、関係者より説明を聴取して確認する。</p> <p>また、必要に応じて放射線量を測定する。</p>
<p>運搬物の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと（第 4 号）。</p>	<p>Ⅱ. 1. に示す検査事項及びⅡ. 3. (1) に示す検査手法に基づき確認する。</p> <p>運搬物の車両等への積付け状態の管理方法等</p>	<p>運搬物の車両等への積付け状態を目視等により確認する。</p> <p>現場における積付け状態の管理状況等を確認する。</p> <p>現場において録取されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、関係者より説明を聴取して確認する。</p>
<p>運搬物は、同一の車両等に次に掲げる危険物と混載しないこと（第 5 号）。</p> <p>一 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項に規定する火薬類及び同条第 2 項に規定するがん具煙火</p> <p>二 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）</p> <p>三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が 85°C 度以下のもの</p> <p>四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で 10% を超えるもの</p>	<p>Ⅱ. 1. に示す検査事項及びⅡ. 3. (1) に示す検査手法に基づき確認する。</p> <p>混載物の有無及び混載物がある場合における管理方法等</p>	<p>混載物の有無及び混載物を目視等により確認する。</p> <p>混載物がある場合には、現場における混載物の管理状況等を確認する。</p> <p>現場において録取されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、関係者より説明を聴取して確認する。</p>

五 前4号に掲げるもののほか、当該放射性同位元素等の安全な運搬を損なうおそれのある物		
運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること（第6号）。	Ⅱ. 1. に示す検査事項及びⅡ. 3. (1) に示す検査手法に基づき確認する。	立入制限に係る措置状況等を目視等により確認する。 現場において録取されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、関係者より説明を聴取して確認する。
車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させること（第7号）。	同上	運搬の状況を目視等により確認する。 現場において録取されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、関係者より説明を聴取して確認する。
放射性同位元素等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、放射線障害の防止のため必要な監督を行わせること（第8号）。	同上	同上
運搬物（コンテナ※に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両等の適当な箇所に内運搬告示第6条に定める標識を取り付けること（第9号）。	同上	所定の標識が運搬物及び運搬する車両等に標示されていることを目視等により確認する。

※：運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。

<規則第18条第2項の規定を適用する特別措置による運搬について>

本項の規定を適用する運搬については、本項の規定に基づく原子力規制委員会の承認を受けたとおりの措置を講じていることを確認する。また、運搬物の表面における線量当量率が、一センチメートル線量当量率について十ミリシーベルト毎時を超えていないことを確認する。

<内運搬に係る技術上の基準の一部又は全部が適用除外される運搬について>

・管理区域内の運搬（一部適用除外：規則第18条第3項）

本項の規定を適用する運搬については、適用の要件（管理区域内の運搬であること）に適合すること並びに規則第18条第1項第4号及び第5号の規定への適合状況を確認する。

・放射線障害のおそれのない運搬（全部適用除外：規則第18条第4項）

本項の規定を適用する運搬が、適用の要件（放射線施設内その他運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害のおそれのない運搬であること）に適合することを確認する。確認に当たっては、必要に応じ放射線障害のおそれのない運搬であるこ

とについて許可届出使用者及び許可廃棄業者における評価、管理状況等を確認する。

- ・外運搬に係る技術上の基準及び放射性同位元素等車両運搬規則に適合した運搬（全部適用除外：規則第18条第5項）

本項の規定を適用する運搬は、事業所等外運搬が行われるのに先立って事業所等内運搬が行われるものが通常であると考えられることから、当該事業所等外運搬と併せて内運搬に係る技術上の基準への適合状況等を確認する。ただし、事業所等内運搬について、特に確認する必要がある場合には、外運搬に係る技術上の基準及び放射性同位元素等車両運搬規則（第3条から第18条までに規定する技術上の基準）への適合状況を確認する。

別記 2. 外運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例

外運搬に係る技術上の基準	放射性輸送物の区分						基準への適合性確認のための方法例		
	L 型	IP 型			A 型	B 型		記録等により確認する場合	実地に確認する場合
		IP-1	IP-2	IP-3		BM	BU		
放射性輸送物について、経年変化を考慮すること（規則第 18 条の 3 第 3 項）。	○	○	○	○	○	○	<p>II. 2. に示す検査事項及び II. 3. (2) に示す検査手法に基づき確認する。</p> <p>経年変化の考慮を実施するものは、以下について確認する。</p> <p>容器ごとに、経年変化を考慮していること</p> <p>運搬状況や容器の保管状況等に応じて、経年変化の考慮が必要な事項について整理していること</p> <p>経年変化の考慮が必要な事項については、当該事項を適切に点検、検査するための確認方法も併せて整理したうえで、その実施時期を定め、組織として計画的に実施していること</p> <p>確認した結果については、評価方法、判定基準を定め、それらに基づき、保修等の要否の評価・検討及び必要な保修等を実施していること</p> <p>上記のほか、経年変化の考慮については、「核燃料輸送物及び放射性輸送物に係る経年変化の考</p>	運搬状況や容器の保管状況について、目視等により確認する。	

							慮について：令和2年第38回原子力規制委員会、令和2年1月18日付け原子力規制庁資料」に示す考え方等に基づき確認する。	
容易に、かつ、安全に取り扱うことができること（規則第18条の4第1号）。	○	○	○	○	○	○	Ⅱ. 2. に示す検査事項及びⅡ. 3. (2) に示す検査手法に基づき確認する。 容器の材料、構造等に係る評価（試験を実施するものにあつては、それを含む）とその結果等	放射性輸送物の外観及び取扱状況を目視等により確認する。また、必要に応じて、容器が所定の設計又は材質等であることを設計書、製造記録又は材料検査成績証明書等と照合して確認する。
運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと（規則第18条の4第2号）。	○	○	○	○	○	○	同上	同上
表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること（規則第18条の4第3号）。	○	○	○	○	○	○	同上	放射性輸送物の外観を目視等により確認する。また、必要に応じて、容器が所定の設計又は材質等であることを設計書、製造記録又は材料検査成績証明書等と照合して確認する。
材料相互の間及び材料と収納され、又は包装される放射性同位元素等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと（規則第18条の4第4号）。	○	○	○	○	○	○	同上	放射性同位元素等の収納又は包装の状況を目視等により確認する。また、必要に応じて蓋、包装等の開放を求め、その状況等を確認する。 現場において録取されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、関係者より説明を聴取して確認する。
弁が誤って操作されないような措置が講じられていること（規則第18条の4第5号）。	○	○	○	○	○	○	同上	弁の設置箇所及び弁に関する措置を目視等により確認する。また、必要に応じて、容器が所定の設計又は材質等であること

								を設計書、製造記録又は材料検査成績証明書等と照合して確認する。						
<p>開封されたときに見やすい位置（当該位置に表示を有することが困難な場合は放射性輸送物の表面）に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の表示を有していること。ただし、外運搬告示第6条に定める同告示第2条第2号及び第3号に定める放射性同位元素等を運搬する場合は（同告示同条第2号ハただし書に定める場合を除く。）は、この限りでない（規則第18条の4第6号）。</p>	○	—	—	—	—	—	<p>II. 2. に示す検査事項及びII. 3. (2) に示す検査手法に基づき確認する。</p> <p>必要な表示を確実に実施していることの管理状況等</p>	<p>所定の表示を有していることを目視等により確認する。</p> <p>また、必要に応じて蓋、包装等の開放を求め、その状況等を確認する。</p> <p>現場において録取されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、関係者より説明を聴取して確認する。</p>						
<p>表面における1cm線量当量率の最大値が$5\mu\text{Sv/h}$を超えないこと（規則第18条の4第7号）。</p>	○	—	—	—	—	—	<p>II. 2. に示す検査事項及びII. 3. (2) に示す検査手法に基づき確認する。</p> <p>放射性輸送物に係る線量が規定値を超えていないことの管理状況等。</p>	<p>現場における放射性輸送物に係る線量が規定値を超えていないことの管理状況等を確認する。</p> <p>現場において録取されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、関係者より説明を聴取して確認する。</p> <p>また、必要に応じて放射線量を測定する。</p>						
<p>表面の放射性同位元素の密度が、次の表の左欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる密度（以下、「輸送物表面密度」という。）を超えないこと。ただし、通常取扱いにおいて、はく離するおそれがない放射性同位元素の密度については、この限りでない（規則第18条の4第8号）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">放射性同位元素の区分</th> <th style="text-align: center;">密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>α線を放出する放射性同位元素</td> <td style="text-align: center;">0.4Bq/cm^2</td> </tr> <tr> <td>α線を放出しない放射性同位元素</td> <td style="text-align: center;">4Bq/cm^2</td> </tr> </tbody> </table>	放射性同位元素の区分	密度	α 線を放出する放射性同位元素	0.4Bq/cm^2	α 線を放出しない放射性同位元素	4Bq/cm^2	○	○	○	○	○	○	<p>II. 2. に示す検査事項及びII. 3. (2) に示す検査手法に基づき確認する。</p> <p>放射性輸送物に係る放射性同位元素の密度が規定値を超えていないことの管理状況等。</p>	<p>現場における放射性輸送物に係る放射性同位元素の密度が規定値を超えていないことの管理状況等を確認する。</p> <p>現場において録取されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、関係者より説明を聴取して確認する。</p> <p>また、必要に応じて放射性輸送</p>
放射性同位元素の区分	密度													
α 線を放出する放射性同位元素	0.4Bq/cm^2													
α 線を放出しない放射性同位元素	4Bq/cm^2													

									物表面の放射性同位元素の密度を測定する。
放射性同位元素の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと（規則第18条の4第9号）。	○	○	○	○	○	○		II. 2. に示す検査事項及びII. 3. (2) に示す検査手法に基づき確認する。 放射性同位元素等と同梱するものについての選定及び管理状況等	放射性同位元素等の収納又は包装の状況を目視等により確認する。 また、必要に応じて蓋、包装等の開放を求め、状況等を確認する。 現場において録取されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、関係者より説明を聴取して確認する。
外接する直方体の各辺が10cm以上であること（規則第18条の5第2号）。	—	○	○	○	○	○		II. 2. に示す検査事項及びII. 3. (2) に示す検査手法に基づき確認する。 容器の外形寸法の管理状況等	放射性輸送物の外観を目視等により確認する。 また、必要に応じ、放射性輸送物の外形寸法を測定する。
みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること（規則第18条の5第3号）。	—	—	—	○	○	○		II. 2. に示す検査事項及びII. 3. (2) に示す検査手法に基づき確認する。 みだりに開封されないようにするための措置として用いるものの堅牢性に係る評価（試験を実施するものにあつては、それを含む）とその結果等 開封された場合に開封されたことが明らかになるようにするための材料及び構造等に係る評価（試験を実施するものにあつては、それを含む）とその結果等	放射性同位元素等の封入の状況を目視等により確認する。
構成部品は、-40℃から70℃までの温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない（規則第18条の5第4号）。	—	—	—	○	○	○	○	II. 2. に示す検査事項及びII. 3. (2) に示す検査手法に基づき確認する。	構成部品を目視等により確認する。 また、必要に応じて、容器が所定の設計又は材質等であること

						み	容器の材料、構造等に係る評価 (試験を実施するものにあつては、それを含む)とその結果等	を設計書、製造記録又は材料検査成績証明書等と照合して確認する。
周囲の圧力を 60kPa とした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと (規則第 18 条の 5 第 5 号)。	—	—	—	○	○	○	同上	容器の外観を目視等により確認する。 また、必要に応じて、容器が所定の設計又は材質等であることを設計書、製造記録又は材料検査成績証明書等と照合して確認する。
液体状の放射性同位元素等が収納されている場合には、次に掲げる要件に適合すること (規則第 18 条の 5 第 6 号)。 イ 容器に収納することができる放射性同位元素等の量の 2 倍以上の量の放射性同位元素等を吸収することができる吸収材又は二重の密封部分から成る密封装置 ^{※1} を備えること。ただし、法第 18 条第 3 項の規定により承認を受けた容器 (BM 型輸送物又は BU 型輸送物に係るものに限る。) を使う場合は、この限りでない。 ロ 放射性同位元素等の温度による変化並びに運搬時及び注入時の挙動に対処し得る適切な空間を有していること。	—	—	—	—	○	—	II. 2. に示す検査事項及び II. 3. (2) に示す検査手法に基づき確認する。 吸収材又は密封装置の性能、構造等に係る評価 (試験を実施するものにあつては、それを含む) とその結果等	容器の外観を目視等により確認する。 吸収材又は密封装置の設置状況を目視等により確認する。 また、必要に応じて、吸収材又は密封装置が所定の機能を有し又は構造等であることを設計書、製造記録又は材料検査成績証明書等と照合して確認する。 放射性同位元素等の容器への注入及び収納状況を目視等により確認する。 また、必要に応じて、容器が所定の設計又は材質等であることを設計書、製造記録又は材料検査成績証明書等と照合して確認する。
表面における 1cm 線量当量率の最大値が 2mSv/h を超えないこと ^{※2} (規則第 18 条の 5 第 7 号)。	—	○	○	○	○	○	容器の材料、構造等に係る評価 (試験を実施するものにあつては、それを含む) とその結果等 放射性輸送物に係る線量が規定値を超えていないことの管理状況等。	現場における放射性輸送物に係る線量が規定値を超えていないことの管理状況等を確認する。 現場において録取されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、関係者より説明を聴取して確認する。

									また、必要に応じて放射線量を測定する。
表面から 1m 離れた位置における 1cm 線量当量率の最大値 ^{*3} が 100 μ Sv/h を超えないこと ^{*4} (規則第 18 条の 5 第 8 号)。	—	○	○	○	○	○	同上	同上	同上
原子力規制委員会の定める A 型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合、次に掲げる要件に適合すること (規則第 18 条の 5 第 9 号)。 イ 放射性同位元素の漏えいがないこと。 ロ 表面における 1cm 線量当量率の最大値が著しく増加せず、かつ、2mSv/h (規則第 18 条の 5 第 7 号ただし書 (表注記※2) に該当する場合は、10mSv/h) を超えないこと。	—	—	○	○	○	—	試験条件の適切な設定を含む試験方法の妥当性、試験結果の信頼性、試験結果の評価方法の妥当性等を確認する	必要に応じ試験に立ち会い、試験の実施状況等を確認する。	
原子力規制委員会の定める液体状又は気体状の放射性同位元素等 (気体状のトリチウム及び希ガスを除く。) が収納され、又は包装されている A 型輸送物に係る追加の試験条件の下に置くこととした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと (規則第 18 条の 5 第 10 号)。	—	—	—	—	○	—	同上	同上	
原子力規制委員会の定める BM 型輸送物及び BU 型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること (規則第 18 条の 6 第 2 号及び規則第 18 条の 7 第 2 号)。 イ 表面における 1cm 線量当量率の最大値が著しく増加せず、かつ、2mSv/h (規則第 18 条の 5 第 7 号ただし書 (表注記※2) に該当する場合は、10mSv/h) を超えないこと。 ロ 放射性同位元素の 1 時間当たりの漏えい量が A ₂ 値の 100 万分の 1 を超えないこと。 ハ 表面の温度が日陰において 50°C ^{*5} を超えないこと。 ニ 表面の放射性同位元素の密度が輸送物表面密度 (α 線を放出する放射性同位元素: 0.4Bq/cm ² 、 α 線を放出しない放射性同位元素: 4Bq/cm ²) を超えない	—	—	—	—	—	○	運搬物確認の結果を確認する。 (運搬物確認を受けていることを確認する。)	同上	

こと。										
原子力規制委員会の定めるBM型輸送物及びBU型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること（規則第18条の6第3号及び規則第18条の7第3号）。										同上
イ 表面から1m離れた位置における1cm線量当量率の最大値が10mSv/hを超えないこと。	—	—	—	—	—	—	○			
ロ 放射性同位元素の1時間当たりの漏えい量がA ₂ 値（ただし、クリプトン85にあってはA ₂ 値の10倍）を超えないこと。	—	—	—	—	—	—	○			
運搬中に予想される最も低い温度から38℃までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと（規則第18条の6第4号）。	—	—	—	—	—	—	○	—		同上
A ₂ 値の10万倍を超える量の放射能を有する放射性同位元素等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあっては、水深200mの水中に1時間浸漬させた場合、密封装置に破損のないこと※ ⁶ （規則第18条の6第5号）。	—	—	—	—	—	—	○			同上
−40℃から38℃までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと（規則第18条の7第4号）。	—	—	—	—	—	—	○			同上
フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は放射性同位元素等の冷却が行われる構造であること（規則第18条の7第5号）。	—	—	—	—	—	—	○			同上
最高使用圧力※ ⁷ が700kPaを超えないこと（規則第18条の7第6号）。	—	—	—	—	—	—	○			同上

※1：容器の構成部品のうち、放射性同位元素の漏えいを防止するための密封措置が施されているものをいう。

※2：専用積載〔鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両又はコンテナ（内容積が3m³を超えるものに限る。）が一の荷送人によって専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸し等の取扱いが荷送人又は荷受人の指示によって行われる積載の方法をいう。以下本節において同じ。〕として運搬する放射性輸送物であって、放射性同位元素等車両運搬規則第4条第2項並びに第18条第3項第1号及び第2号に規定する運搬の技術上の基準に従うもののうち、安全上支障がない旨の原子力規制委員会の承認を受けたものは、表面における1cm線量当量率の最大値が10mSv/hを超えないこと。

※3：コンテナ又はタンク（気体、液体又は固体を収納する容器をいう。）を容器として使う放射性輸送物であって、専用積載としない運搬するものについては、表面から1m離れた位置における1cm線量当量率の最大値に外運搬告示第9条で規定する係数を乗じた線量当量率

※4：放射性輸送物を専用積載として運搬する場合であって、安全上支障がない旨の原子力規制委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

※5：専用積載として運搬する放射性輸送物にあっては、輸送中人が容易に近づくことができる表面（その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送物にあっては、当該近接防止枠の表面）において85℃

※6：BM型輸送物において、安全上支障がないと原子力規制委員会が認める場合は、この限りでない。

※7：運搬中に予想される周囲の温度及び日光の直射の条件の下で、排気、冷却その他の特別な措置を採らない場合に、一年間に放射性輸送物の密封装置内に生じる気体の最大圧力（ゲージ圧力をいう。）をいう。

<BM型輸送物及びBU型輸送物に係る検査について>

BM型輸送物及びBU型輸送物は、その運搬に際し、当該輸送物が外運搬に係る技術上の基準に適合していることについて運搬物確認を受けることとされており、これらの輸送物に係る検査に当たっては、この確認結果を適宜考慮して実施するものとする。

さらに、法第18条第3項の承認（いわゆる容器承認）を受けた容器を用いて運搬するものについては、原子力規制委員会の登録を受けた者（登録運搬物確認機関）が運搬物確認を実施する。その際の当該登録運搬物確認機関が行う確認方法は、一ペタベクレルを超える放射性同位元素に係るものは、運搬物確認に係る申請書及び添付書類に加えて、発送場所において実地に行うこと、また、一ペタベクレル以下の放射性同位元素等に係るものは、運搬物確認に係る申請書及び添付書類に基づき行うことを原則としており、そうした状況も適宜考慮して、必要に応じ検査を実施するものとする。

<規則第18条の11の規定を適用して、放射性輸送物としないで運搬する低比放射性同位元素及び表面汚染物について>

本条の規定を適用して、放射性輸送物としないで運搬する低比放射性同位元素及び表面汚染物については、同条に掲げる適用の要件に適合することを確認する。

<規則第18条の12の規定を適用する特別措置による運搬について>

本条の規定を適用する運搬については、本条の規定に基づく原子力規制委員会の承認を受けたとおりの措置を講じていることを確認する。また、運搬する物の表面における線量当量率が、一センチメートル線量当量率について十ミリシーベルト毎時を超えていないことを確認する。

<簡易運搬について>

簡易運搬を行うものについては、運搬する物に該当する規則第18条の3から第18条の12までに定める技術上の基準に適合していること及び規則第18条の13に規定する簡易運搬に係る技術上の基準に適合していることを確認する。

別記3. 原子力規制委員会が定める放射性輸送物に係る試験条件

試験条件	放射性輸送物の区分				
	IP 型		A 型	B 型	
	IP-2	IP-3		BM	BU
<p>1. A 型輸送物（外運搬告示別記第3第1号）、IP-2 型輸送物（同告示別記第8）、IP-3 型輸送物（同告示別記第9）、BM 型輸送物（同告示別記第4第2号）及びBU 型輸送物（同告示別記第6）に係る一般の試験条件</p> <p>イ 50mm/h の雨量に相当する水を1時間吹き付けること</p> <p>ロ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。ただし（2）の条件については、（1）、（3）及び（4）の供試物（試験しようとする放射性輸送物をできるだけ模擬した供試物をいう。以下本節において同じ）とは別個の供試物を用いること。</p> <p>（1） その重量が、5000kg 未満のものにあつては1.2m の高さから、5000kg 以上 10000kg 未満のものにあつては0.9m の高さから、10000kg 以上 15000kg 未満のものにあつては0.6m の高さから、15000kg 以上のものにあつては0.3m の高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。</p> <p>（2） その重量が、50kg 以下のファイバー板製又は木製の直方体のものにあつては、それぞれの角に対して最大の破損を及ぼすように、その重量が、100kg 以下のファイバー板製の円筒形のものにあつては、両縁の四半分ごとに対して最大の破損を及ぼすように、それぞれ、0.3m の高さから落下させること。</p> <p>（3） その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に13kPa を乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを24時間加えること。</p> <p>（4） 重量が6kg であり、直径が3.2cm の容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のもを1m の高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。</p>	—	○	○	○	○
<p>2. 液体状又は気体状の放射性同位元素等（気体状のトリチウム及び希ガスを除く。）が収納され、又は包装されているA 型輸送物に係る追加の試験条件（外運搬告示別記第3第2号）</p> <p>液体状又は気体状の放射性同位元素等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、A 型輸送物に係る一般の試験条件（外運搬告示別記第3第1号、上記1.）の下に置くほか、次のイ及びロの条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。</p> <p>イ 9m の高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。</p> <p>ロ 上記1.ロ（4）に規定する棒を1.7m の高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。</p>	—	—	○	—	—
<p>3. BM 型輸送物（外運搬告示別記第4）及びBU 型輸送物に係る一般の試験条件（同告示別記第6）</p>					

<p>備考 第一号及び第二号の条件については、同一の供試物を用いるものとする。</p> <p>一 38℃の条件下に1週間置くこと。この場合において、次の表の左欄に掲げる当該放射性輸送物の表面の形状及び位置の区分に応じ、それぞれ、同表右欄に掲げる放射熱を1日につき12時間負荷すること。</p> <table border="1" data-bbox="300 357 1189 604"> <thead> <tr> <th colspan="2">表面の形状及び位置の区分</th> <th>放射熱 (W/m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水平に輸送される平面</td> <td>下向きの表面</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>上向きの表面</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td colspan="2">垂直に輸送される表面及び水平に輸送されない下向きの表面</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の表面</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 A型輸送物に係る一般の試験条件（外運搬告示別記第3第1号、上記1.）の条件の下に置くこと。</p>	表面の形状及び位置の区分		放射熱 (W/m ²)	水平に輸送される平面	下向きの表面	なし	上向きの表面	800	垂直に輸送される表面及び水平に輸送されない下向きの表面		200	その他の表面		400	—	—	—	○
表面の形状及び位置の区分		放射熱 (W/m ²)																
水平に輸送される平面	下向きの表面	なし																
	上向きの表面	800																
垂直に輸送される表面及び水平に輸送されない下向きの表面		200																
その他の表面		400																
<p>4. BM型輸送物（外運搬告示別記第5）及びBU型輸送物に係る特別の試験条件（同告示別記第7）</p> <p>備考 第一号及び第二号の条件の下には、この順序で置くものとする。</p> <p>一 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。</p> <p>イ 9mの高さから落下させること。ただし、その重量が500kg以下、比重が1以下、かつ、収納し又は包装する放射性同位元素等が特別形放射性同位元素等以外のものであつて、当該放射性同位元素等の放射能の量がA₂値の千倍を超えるものにあつては、これに代えて、重量が500kg、縦及び横の長さが1m、下面の端部及び隅角部の曲率半径が6mm以下の軟鋼板を9mの高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。</p> <p>ロ 垂直に固定した直径が15cmであり、長さが20cmの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であり、かつ、その端部の曲率半径が6mm以下のものに1mの高さから落下させること。</p> <p>二 次の条件の下に順次置くこと。</p> <p>イ 38℃の条件下に表面温度が一定になるまで置いた後、800℃で、かつ、平均値が最小で0.9の放射率を有する火炎の放射熱の条件下に30分間置くこと。この場合において、上記3.第一号に定める放射熱及び設計上最大となる内部発熱を負荷するものとし、当該放射性輸送物の表面吸収率は0.8又は実証された値とするものとする。</p> <p>ロ 38℃度の条件下で上記3.第一号に定める放射熱及び設計上最大となる内部発熱を負荷しつつ冷却すること。ただし、人為的に冷却してはならない。</p> <p>三 深さ15mの水中に8時間浸漬させること。</p>	—	—	—	○														